# 額田部氏の系譜と職掌

**仁藤敦史** 

Genealogy and Shokushou of the Nukatabe Clan

はじめに

- ●平群郡の成立過程
- ②額田部氏の系譜と職掌
- ❸「条里図」作成の契機と年代

#### [論文要旨]

と職掌を分析した。 の基礎作業として、平群郡の成立過程や氏族の分布の考察を前提に、額田部氏の系譜の基礎作業として、平群郡の成立過程や氏族の分布の考察を前提に、額田部氏の系譜と職掌を分析した。

ている。本図は額田寺の後身である額安寺 坪には「船墓額田部宿祢先祖」という注記があり、額田寺が額田部氏の氏寺 の所有になった(現国立歴史民俗博物館蔵) 田部寺町)に長く伝来し、戦後は奈良国立博物館に寄託された後に、国 級貴族の氏寺とその寺領の様子が描かれていることが大きな特色とされ であったとする推定を裏付けている。官営の東大寺とは異なる畿内の中 麻布(調布)に彩色で描いたものである。絵図の右上、九条三里二十六 本拠とした古代の豪族額田部氏の氏寺である額田寺の伽藍および寺領を 「額田寺伽藍並条里図」は奈良時代の荘園図で、 (現在の奈良県大和郡山市額 大和国平群郡額田郷を

から、 皇女) 子に譲った熊凝精舎の後身であるとも伝承される。 伝私記』によれば額田寺は、 上の要地に位置したため水運を掌握し、また馬の飼育にも関係したこと 額田部氏は、その本拠地が大和国を流れる諸河川の合流点という交通 など王子女の養育を担当したといわれる。鎌倉時代の『聖徳太子 しばしば外国使節の接待役に任命された。また推古天皇(額田部 聖徳太子 (厩戸皇子) がその晩年に田村皇

額田部氏の系譜と職掌を考察することを目的とする。 討するための基礎作業として、平群郡の成立過程や氏族の分布を前提に、 本稿は「額田寺伽藍並条里図」の作成年代および作成目的を子細に検

### |平群郡の成立過程

の記載によれば、 まず、 平群郡の成立過程について検討する。 『延喜式』 民部上の国郡表 律令制下の大和国には以下に示すように十五の郡が存

在した。

大和大管 城 平上群 山 葛 辺 上 十 葛市 高 郡海

併合されて立郡されたらしい もある。また、宇陀には「宇陀上・下県」や 志貴・山辺・曾布」とある「六御県」を継承または分割して立郡された れている。基本的にこれらの郡は、 高市郡の南部には渡来人が居住する「今来郡」 市県あるいは志貴県との関係が強いことから、それらの前身とする見解 上郡春日郷を中心とした地域と考えられているが、系譜伝承によれば十 ものと考えられる。六県以外にも「春日県」がみえ、一般的には後の添 「倭国六県」、具体的には『延喜式』祈年祭祝詞に「高市・葛木・十市 『延喜式』 | 神名上にも記載の順番が一部異なる以外は同じ郡名が列記さ 『日本書紀』大化元年八月条にみえる 「猛田県」 があり、 北部の高市県と が確認される。

地域は 辺県の各領域に吸収されていったと考えられる。また、吉野・宇智郡の 代の設定を伝えるのみで活躍の記事は少なく、それぞれ志貴・葛木・山 葛木には「葛城国造」、山辺郡東部には「闘鶏国造」がみえるが、古い時 を献上するなど県的な性格が強い。 方、国造については後の城下郡大和郷付近を中心とする「倭国造」 「吉野国主」が住み、「吉野国」と称される独立した地域で、御贄

以上を図式化するとつぎのようになる。

高市県/今来郡

**葛木(城)県/葛城国造** 

十市県/春日県?

→十市郡

→葛上・葛下郡・

→高市郡

(磯城)県/大倭国造

山辺県/闘鶏国造/春日県?

→山辺郡

→城上・城下郡

志貴

宇陀上下県・猛田県

曾布

添)

県

→所布評

→添上・添下郡

→宇陀郡

→吉野・宇智郡

であったことが確認される。 このように、大和国では、県や国造国からの立郡または分割が一般的

る郡 なる里数の多少だけではなく、 小の五段階に細分化するのに対して、前者は規模の振幅が大きく最大四 なわち、後者が国や里の規模に考慮して二里から二十里の間を大上中下 が図られたことが考えられる。少なくとも改新の詔と戸令定郡条にみえ 触する大小の評の存在が地方行政上問題化し、 制国の成立や五十戸から里制への転換を経て、 寅年籍の作成が大きな画期として想定される。天武朝後半期における令⑮ 統三年(六八九)の飛鳥浄御原令の施行および翌年の同戸令に基づく庚 大宝令の施行に伴う分割の可能性は残るが、もう一つの可能性として持 直後には上下二郡に分割されていたことが確認される。いぜんとして、 簡に「曾布上郡大宅里」の記載があることから、遅くとも大宝令の施行 変化の後にも上下の分割はなされていないことが確認される。そして、③ れる浄御原令の先行施行による「五十戸」記載から「里」記載への 木簡にみえる「所布評大野里」の記載による限り、天武朝後半と想定さ を修正され、浄御原令段階における分割とした。少なくとも藤原宮出土 ととなった。葛野郡の分割の事例を紹介された黛弘道氏自身も後に見解 とからすれば、現状では蓋然性のレベルに留まり、明瞭な根拠を欠くこ 葛野郡の分割の事例が、「乙訓評」木簡の出現で再考を余儀なくされたこ 有力視されてきた。しかしながら、その有力な論拠とされていた山背国 るが、その分割時期については、評から郡へ移行する大宝令の施行期が **『続日本紀』和銅元年九月乙酉条に「大倭国添上下二郡」、藤原宮出土木** なお、倭国六県のうち葛木・志貴・曾布県は上下の郡に分割されてい (評) の等級規定については、原理的に大きな違いが存在する。 最小一里の間に大中小の三段階を設定するのみである。これは単 (評) が想定されていることが重要である 一国に匹敵する大郡 分割・併合による均質化 持統朝に至り国や里と抵 (評 や一里に等し

大化改新詔

戸令定郡を

大郡 三十一~四十里

中郡

四~三十里

上郡 十二~十五里大郡 十六~二十里

下郡 四~七里

中郡

八~十一里

郡二一三里

小郡

蝦夷「七十戸」を「一郡」に編成したとあるのは、窓 とせず、二里以下でも任意の人間集団を編成できる点が大きな特質であ べき駅馬や駅子の数に規定されて駅戸数(大路二十戸・中路十戸・小路 ている。この点が郡制下の里と大きく異なる点で、さらに伊場木簡第二 理ではなく、一部には三十戸などの編成も行われていたことが想定され う。さらに、里制以前には、必ずしも五十戸の編成のみが唯一の編成原窓 評が該当する。 によると考えられる。 ったと考えられる。まさに里制施行直前の天武十一年 る。評はこのように郡とは異なり、一里=五十戸の編成を必ずしも前提 五戸)が定められていたとするならば、五十戸以下での編成が想定され において単純に後の一里と等しい単位とはならないことは明らかであろ ある庚寅年籍により達成されたとするならば、「五十戸」編成はその内実 の整備との関連で、課役や兵士役における戸の均質化が全国的な造籍で によりも行政区画としての未熟性を示すものであろう。さらに、封戸制 里の存在をあらかじめ想定せずに、その大小を設定していることは、な 一号の歴名簡にみえる「駅評人」も、令制下の駅家郷のように、常備す 当然ながら、大宝令以降における郡と連続しない評は、大評および小 成立期の評が、遅れて天武朝後半期に成立する令制国や 国郡制下では二里以下の立郡は原則として認めら 評制のこうした原理 (天八三) に越の

例ではなく、「日本古代国家の系統発生を地域的規模でくり返している\_8 る領域的な行政区画としての側面は過大に評価できないと考える。 意味において、孝徳朝の「天下立評」は理解すべきであり、 る人間集団同士は容易に統廃合されない構造であったと考えられる。 斑状な分布や飛び地的な在り方も存在したはずで、「奉仕根源」を異にす 特定の奉仕先と人間集団の存在に規定されるのであるから、 朝段階には深く考慮されていなかったのではなかろうか。極端にいえば、% 先が存在したと考えられ、行政区画としての均質な領域性の保持は孝徳 けでなく駅家 対一の対応という限定をつけることが成立期の評の属性であり、国造だ おそらく伴造―部民制的な旧来の編成原理を大きく転換することなしに に人間集団を編成・支配するという評制の本質を典型的に示している。 と見るべきで、 こうした編成が特例的に認められている。これは辺境における特殊な事 れていないが、蝦夷や隼人などの人間集団に対しては、8 たがって、評という単位での貢納奉仕関係の一元化・明確化といういう (格別の抵抗がなかったのはこのためであろう)、人間集団と奉仕先の一 「黒川以北奥郡」や薩摩国の「隼人十一郡」などのように、 (駅評)、神社 (伊勢神郡)、宮 領域的・均質的な郡制への移行の前段階として、 (飽波評) など多様な奉仕 いわゆる陸奥国 領域的には 郡に連続す しばしば

り現実味を持たないとするならば、それ以前の段階に想定することが可 大宝令以前の段階であったことは戸令定郡条と比較すれば明らかであろ 準戸)を前提とした五十戸編成が行われていたとは考えられない。 ※ ていることが大前提となるが、少なくとも当時において均質な賦課 徳朝当時のものとするには、 大化改新詔にみえる郡 評 令制国の成立および全国的規模での里制の施行以降においてはあま 四十里という大郡 の等級が令制国や里との上下関係を考慮していない点において、 (評) (評 全国的に均質な里(五十戸)編成がなされ の上限や一里=一郡という最小単位の設定 の等級規定について、これをそのまま孝 一方、 (標

おきたい。
おきたい。
「いっぱ」の一次のでは、こうした大化改新詔にみえる郡(評)の等級規定の過渡期的能である。こうした大化改新詔にみえる郡(評)の等級規定の過渡期的能である。こうした大化改新詔にみえる郡(評)の等級規定の過渡期的能である。こうした大化改新詔にみえる郡(評)の等級規定の過渡期的

九〇)の庚寅年籍から大宝令の国郡制施行の間までと考えられる。る時期は、領域的編戸を前提に国評里の体制が整備される持統四年(六以上の検討によれば、大倭国の葛木・志貴・曾布評が上下に分割され

摘できる。 大和国では、県や国造国からの立郡または分割が一般的であったが、大和国では、県や国造国からの立郡または分割が一般的であったが、上海では、県や国造国からの立郡または分割が一般的であったが、大和国では、県や国造国からの立郡または分割が一般的であったが、大和国では、県や国造国からの立郡または分割が一般的であったが、

な郡 者集団の存在を前提に、倭王権の介入により上から設定された直轄地的 のように設定されている点を重視するならば、王宮の経営や渡来系技術 有力氏族は存在しないにもかかわらず、広義の葛城地域を分割する回廊 (評)であると位置づけられる。

直轄地的な郡(評)であると位置づけられる。 宮の経営や国家的祭祀を前提に、倭王権の介入により上から設定された 祭祀が頻繁に行われている。当地にも有力な氏族は居住しておらず、王鄒 を流れる諸河川の合流点として重要な位置にあり、天武朝には広瀬神の 経営されており、これらの諸宮には広瀬村常奴婢が奉仕した。奈良盆地経営されており、これらの諸宮には広瀬村常奴婢が奉仕した。奈良盆地 は勾金橋宮(安閑)・百済大井宮(敏達)・百済宮(舒明)・広瀬野行宮 ており、広義の葛城地域を割いて成立したことが推定される。郡域内に (天武)・水派(城上)宮(彦人大兄)など敏達系王族による多数の宮が つぎに広瀬郡についても、その領域が葛下郡にくい込む形で設定され

平群氏により奉仕される県的地域として位置づけられる。 さに「紀氏家牒」に「平群県」と表記されるように、倭国六県と同じく 相はやや変化する。 朝以降には、先述した広瀬社と並ぶ竜田社の国家的祭祀が開始され、 狩の行事によれば、在地豪族平群氏による王権への奉仕が推測され、④ おいても指摘できる。平群郡本体は、『万葉集』に詠まれる平群山での薬 忍海郡や広瀬郡と同様な傾向は、本稿で問題とする平群 ただし、天武 (飽波) 郡に ま 様

いて複雑な変遷をする。 方、後の飽波郷・額田郷の地域は、独立した地域として評制下にお

**『日本書紀』天武五年四月辛丑条** 

正倉院蔵法隆寺幡銘 雌鶏化、雄

倭国飽波郡言、

阿久奈弥評君女子為父母作幡□

天武紀にみえる「倭国飽波郡」の名前が、大宝令以降の郡名として確

倭王権の支配拠点・直轄地的な役割を果たしていたことが確認される。 飽波評の立評が宮および奴婢・渡来系技術者の居住と密接な関係を有し、 婢集団が存在したと考えられる。さらに、阿智使主が朝鮮三国から仁徳 すれば、いずれも本来的には上宮王家に隷属し、飽波地域に居住する奴 が推測される。当地には、厩戸皇子の「飽波葦墻宮」、称徳朝の離宮とし 制施行までは存続せず、隣接する平群郡に吸収合併されてしまったこと 世紀後半と推定される法隆寺幡銘に「飽波評」と記されること、などか 仕したと推測され、法隆寺の奴が飽波宮で爵を与えられていることから8 て「飽浪宮」が営まれていた。これらの諸宮には「飽波村常奴婢」が奉 ら『日本書紀』の「郡」字表記は潤色であるが、七世紀後半に「飽波 認されないこと、『和名抄』によれば平群郡に飽波郷が存在すること、七 (阿久奈弥)評」が設定されたことは確実視される。しかし、大宝令の郡

評としての独自性が示されていると考えなければならない。このように こと、 かわらず評として存在したことは飽波評にこそ郡との異質性、 てることが必要となる。なによりも大宝令以降に連続しないということ の想定領域からはずれること、などを重視するならば飽波評を令制下の 掘調査により富雄川の西岸にある上宮遺跡が有力視されるようになり評 成原理を有すること、 戸令定郡条の規定を意識して、飽波郷だけでなく東側の額田郷を含む領 富雄川と佐保川間の領域的なまとまりを持つはずだという先入観念を捨 郡と同じように飽波郷だけでなく額田郷を含む二郷以上から構成され、 したように評が領域的な郡とは基本的に異なる人間集団の把握という構 域的なまとまりを想定する説が有力である。しかしながら、第一に先述 飽波評の範囲については、郡は二里=百戸以上から構成されるという 郡としての基本的な要件を欠いていることの裏返しであり、 第三に飽波評の奉仕対象である飽波宮の所在地として、 第二に飽波評が大宝令以降に郡として存続しない すなわち 近年の発

『孔は言言』になっています。考えるならば、額田地域の所属を示す次のような記載は無視できない。

### 『日本書紀』仁賢六年是歳条

額田邑熟皮高麗、是其後也。日鷹吉士、還ム自ム高麗、献ム工匠須流枳・奴流枳等。今大倭国山辺郡

# 『続日本紀』天平十六年十月辛卯条

して、 られる るのは、大宝令の施行以降であり、それ以前には人間集団の把握に対応 おそらく下つ道によって郡域を区分し、西側を平群郡域とするようにな 示唆する。これまで、この二つの史料は平群郡とは異なる所属を示すた するならば、七世紀後半には山辺評あるいは所布評に所属した可能性を すなわち、額田郷の地域が大宝令の施行までに平群郡域へ編入されたと 歳とあることから天智朝から天武朝初期にかけての生まれと推定される。 れた天武十年以降、養老四年の撰上の間、後者は卒時において七十有余 額田氏、 後者は、 と記し、 邑の所在地について、 邑の熟皮高麗がその後裔であると注記する。ちなみに『大和志』は額田 すなわち、前者は日鷹吉士が高麗から還って、工匠の須流枳・奴流枳等 佐保川および下つ道に挟まれた地域) を献じたとする記載で、『日本書紀』編纂時点において大倭国山辺郡額田 令制下の郡域を前提にする限り、 律師道慈法師卒。天平元年為。律師。 後の額田郷域の北部は所布(または添上)評、 (図1参照)。 添下郡出身とする。前者の注記は『日本書紀』の編纂が開始さ 大安寺(大官大寺)の平城京移転に功績があった道慈で、 『新撰姓氏録』には渡来系技術者として「額田村主」がみえる。 「嘉幡村西十町許有..皮工邑.]隣..平群郡額田部村.. 法師、俗姓額田氏、 は山辺評として把握されたと考え 明瞭な位置づけができなかった。 東南部 (大和川と 添下郡人也 俗姓

の古記・令釈には狛戸の注釈として さらに、山辺郡額田邑の熟皮高麗について、『令集解』職員令大蔵省条

別記云、忍海戸狛人五戸、竹志戸狛人七戸、合十二戸。役日無、限

狛染六戸、右五色人等為;品部、免;調役;也。但年料牛皮廿張以下令¸作。村々狛人三十戸、宮郡狛人十四戸、

能である。 寺と呼ばれており、 支配していたことが想定される。加えて、額田寺が「熊凝」(くまごおり) 可能ならば、領域的には他評(山辺評)に属する人間集団を飛び地的に 可能性が高い。額田邑とあることからすれば とあり、 存在した飽波宮を中核とする郡 れるとも考えられるが、もし「宮郡狛人十四戸」の宮郡を大宝令以前に 「飛び地」 別記が引用されているが、これら五色の狛戸のなかに含まれ 的に評の中心から遠くはずれた場所を示す表現として理解が可 「くま」が 「隈」の意で、 (評)、すなわち飽波評に比定することが 郡 「村々狛人三十戸」に含ま (評) 境を示すとすれば

が、 域的には斑状な分布や飛び地的な在り方が理論上あり得ることを論じた 里=五十戸程度から構成される小規模な評であったと想定される。さら 置し「宮郡狛人十四戸」とされる品部集団も含まれる可能性がある)、一 ていた可能性が高いとするならば、 ことが想定されるのである。 波・所布・山辺という四つ評が奉仕関係により領域的には錯綜していた と奉仕先の一対一の対応という評の基本的属性を前提にするならば、 とするならば、領域を越えた奉仕関係が想定される。さきに、 に、その奉仕先が夜摩(屋部)郷に属する富雄川対岸の飽波宮であった と岡崎川に挟まれた三角地帯)に限定され このように額田郷の地域が七世紀後半において隣接する他評に含まれ まさに飽波郷および額田郷の地域は、七世紀後半において平群・飽 飽波評は後の飽波郷の地域(富雄川 (庚寅年籍以前には熊凝に位 人間集団 領

均質な里を基礎単位とする行政区画として完成する。つ宮を奉仕先とする領域的には特殊な評を廃止、併合することにより、し、下つ道という人為的な直線道路を郡境とし、一里から構成され、か人宝令以降における平群郡は、こうした錯綜した関係を領域的に再編

大

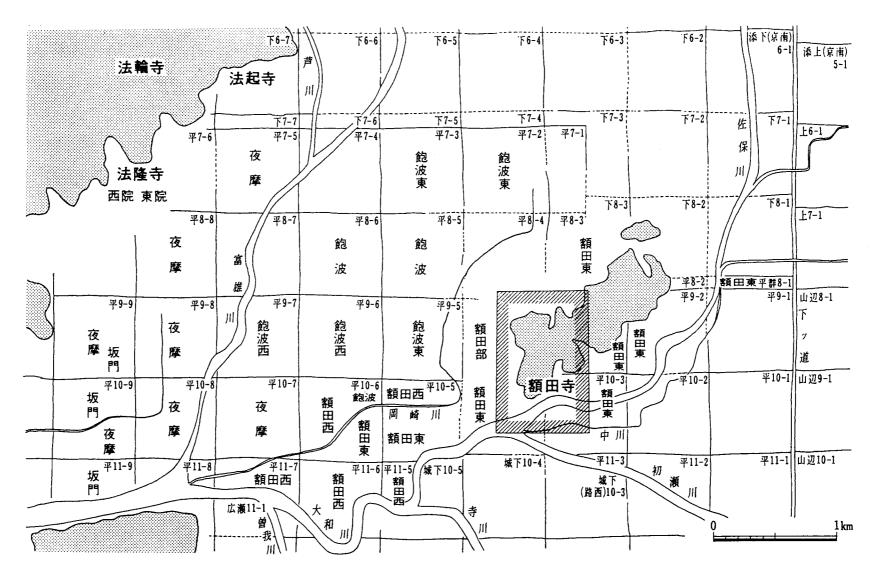


図 1 飽波評とその地勢 ◎狩野久「額田部連と飽波評」(『日本古代の国家と都城』 東京大学出版会、1990年、初出1984年) 図2より。

### ②額田部氏の系譜と職掌

観し、額田部氏の諸系統と職掌を考察する。平群郡の成立過程を以上のように考えたうえで、当郡の氏族構成を概

表記と考えられる。 まそらく、屋部郷も「山部郷」の省略的なはする「山部郷」であった。おそらく、屋部郷も「山部郷」の省略的なに「山部五十戸婦」「山部名嶋弖古連公」などとあるように、山部氏が居と改めたことによるもので、本来は法隆寺伝来幡銘(東京国立博物館蔵と改めたことによるもので、本来は法隆寺伝来幡銘(東京国立博物館蔵と改めたことによるもので、本来は法隆寺伝来幡銘(東京国立博物館蔵と改めたことによるもので、本来は法隆寺伝来幡銘(東京国立博物館蔵と改めたことによるもので、本来は法隆寺伝来幡銘(東京国立博物館蔵)と改めたことによるもので、本来は法隆寺伝統の郷と同所である。夜麻郷の地名は財帳」に「山部郷」であった。おそらく、屋部郷も「山部郷」の省略的な様では、「山部郷」であった。おそらく、屋部郷も「山部郷」の省略的なはする「山部郷」であった。おそらく、屋部郷も「山部郷」の省略的ないる。

東から西へおおよそつぎのように推定される (図1参照)。平群郡六郷の比定地は、現在の遺存地名や条里記載などからすれば、

飽波郷―現生駒郡安堵村東安堵・西安堵付近

額田鄉—現大和郡山市額田部寺町額安寺付近

**%門郷―現生駒郡斑鳩町西部** 

夜麻郷

(屋部郷)

**一現生駒郡斑鳩町東部** 

平群郷―現生駒郡平群町

那珂郷—現生駒郡三郷町勢野付近

山部連は夜麻郷、平群氏は平群郷、というように基本的に郷里ごとに有いしたのかは必ずしも確実ではない。居住場所は、額田部氏が額田郷、た法隆寺一切経の奥書には、多数の氏族名が確認されるが、古くから居た法隆寺一切経の奥書には、多数の氏族名が確認されるが、古くから居とのが明氏系・物部系・渡来系・上宮王家系・その他、という六つほどのグ平群氏系・物部系・渡来系・上宮王家系・その他、という六つほどのグースれら平群郡の諸郷内に居住したと考えられる氏族は、額田部氏系・

### - 平群郡の古代氏族

都菩臣	額田首						A BAGA	(平群朝臣)	平群氏系			額田部	額田部河田連	額田部氏系	氏姓
平群郡平群郷 足嶋	平群木兎宿禰の後裔 母氏の姓 平群県額田里 平群真鳥大臣弟	生母 姉子	平群郡保證刀襴 隆仁	平群郡保證刀襴 隆仁 平群郡権行事右兵衛 欠名	茂	平群郡坂門郷刀禰 欠名平群郡擬主帳 欠名	平群郡刀禰 朝臣常茂	平群郡副擬主帳 糸主平群郡子群郷 平群神社」 平群郡子 平群神社」 平群神社」		平群郡大領兼惣行事 茂業	5推 平群郡八条九・十里北辺に山を所有	平群郡擬主帳 欠名平群郡額田郷	天津彦根命の後裔 賜姓額田連平群郡九条三里二十六坪船墓被葬者	The second secon	身分
大般若波羅密多経第五一一	<b>夏日育</b> 『新撰姓氏録』河内国皇別 『紀氏家牒』	永久二年『平安遺文』五―一八一三号文書『平安遺文』五―一八一三号文書	『平安遺文』二―三五二号文書	天正二千『平安遺文』二―三〇八号文書	天曆六年 『平安遺文』一一二六四号文書 (『大利志料』 所収)		延長六年『平安遺文』――二三一号文書『唐招提寺史料』――二二十号文書	貞観十二年『和名抄』『和名抄』		天曆六年	正受いた。「平安遺文」――二三一号文書「唐招提寺史料」――一〇六号文書貞観十二年	『平安遺文』 —— 六三号文書	額田部河田連条『新撰姓氏録』大和国神別『額田寺伽藍並条里図』		出典·備考

(高向史) (高向調使)	周吏	(日根造)	日根連	熊凝					大原史	大窪史			_		7	(大石村主	211	飽波村主				額田村主	熟皮高麗	渡来系					(熊凝朝臣)	中臣熊凝連	坂戸物部	物部氏系	(馬御樴連)	馬工連	1 1 E	(都呆朝豆)	
応仁朝渡来 平群郡十条四里四坪墾田主(額田郷)	既 三皇子舎人 林呂	新羅系渡来人	平群郡九条三里三十一坪千虫家(額田郷)	僧正福亮、呉人		たるますへつごみを抱くしてこと	法隆寺への写経施入 「丁さ		平群郡坂門郷戸主少初位上男君・	阿古、誓願幡、和銅七年十二月		平群郡擬少領 欠名			平洋邶朵登刀爾一豊山	仁徳東沙邦		仁徳朝渡来、平群郡飽波郷?		仁徳朝渡来		呉国人、平群郡額田郷?	高麗よりの工匠の子孫		熊凝寺=平群郡額田郷額田寺	平群郡熊凝道場	熊凝寺·熊凝村	中臣熊凝朝臣からの改姓 五百嶋		神饒速日命の後裔、物部連同族	平群郡坂戸郷		平群都久宿禰の後裔 平群臣同族	平群県(額田里?)額田駒宿禰の後裔		「都久足記之後   平詳朝五司族	
『坂上系図』所引『新撰姓氏』「額田寺伽藍並条里図」	『上宮聖徳太子伝補闕記』まか	『新撰姓氏録』和泉国諸蕃日根造	「額田寺伽藍並条里図」	『僧綱補任抄出』上、僧正福亮条		「華召三未圣」巻中、永久三年(「汝隆寺」長郎神元集』)	(是50年) 一角 150年   一角 150年   一年 150年   一年 150年   一年 150年   一年 150年   一年 150年   一年 150年   150年	【五一九三頁】	勘籍歷名 (1)大日古』編年	法隆寺幡銘『法隆寺良訓補忘集』	延長六年	<u> </u>	『唐招提寺史料』一―一〇六号文書	_	『平安貴文―――六三号文書――	禄一兔文 一	ŕ	录一兔女	: [	『坂上系図』所引『新撰姓氏	額田村主条	『新撰姓氏録』大和国諸蕃	『日本書紀』仁賢六年是歳条		『聖徳太子伝私記』下巻	「三代実録 <b>」</b> 元慶四年十月二十日条	「大安寺伽藍并流記資財帳」	『続日本紀』 天平十七年八月条		『新撰姓氏録』右京神別上	『和名抄』		『古事記』孝元段	『紀氏家牒』		『新撰性氏録』右京皇別(『穹莬遺文』 中巻ブーニ頁)	のでは、中央は、一つでは、一つののでは、中央書
間人宿禰		(蘇我臣)	石川朝臣									(紀朝臣)	紀臣						— (高橋朝日)	おいまり	接可は、						(山部宿禰)	山路連	上宮王家系	<b>津</b> 守	内蔵	<u> </u>	•				
平群郡保證刀禰 家吉厩戸皇子妃(蘇我刀自古郎女)			平群郡保證丁禰 宗雄	紀年塩手	山背大兄王即位支持の大夫	「紀嫡子先祖相伝私領」	平群郡夜摩郷十条八里三坪田地	Î	7	平群郡呆證刀爾 朝五氏世:本男	平群郡東条   平群里   紀氏神地	平群郡式内社「平群坐紀氏神社」	平群県紀里	厩戸皇子妃(膳菩岐々美郎女)	「カシワテ」・「カシハテ」・「膳手」	平群郡額田東郷九条三里四坪付近	腸町高安に小	高安本宅(高橋宮)平群郡飽波郷?	平洋耶夜拏郡?	据自我加		山音通至乾	山部名嶋弖古連公	山部五十戸婦 癸亥年	双亲	平群郡夜麻郷(山部郷)	平群郡屋部郷(山部郷)	平群郡人 東人 和銅五年五月		法隆寺への写経施入 三子 (坂門郷?)	への写経施入 姉子			法隆寺への写経施入 善財 (坂門郷?)		一、治隆学への生業がプー・恒気	へつま圣色し
『 子 遺文』 一一六三号文書『法王帝説』、『上宮記』逸文		- 貞観十二年			『日本書紀』舒明即位前紀	寿永二年	『平安遺文』八―四〇七五号文書	延長六年	『平安豊文一一一二二一号文書	『唐怊堤寺史科』 1─一○六号文書    貞観十二年	【『平安遺文』   一一六三号文書		『紀氏家牒』	<b>『法王帝説』、『上宮記』逸文</b>	額安寺古文書	『大和郡山市史』史料集		『聖徳太子伝私記』	巻子本   聖徳太子伝私記		(『正倉院年幹』四)	18年代高法隆丰储翁	111 - 70 88 117 28 117	(『法隆寺献納宝物銘文集成」)	東京国立博物館蔵法隆寺幡銘	『和名抄』	「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」	『平城宮出土木簡概報』六―五頁		同右	同	(『法隆寺の至宝』七一二六四頁)	智徳不思議経」永久四年	法隆寺一切経「大方広入如来	(『法隆寺の至宝』七―二五〇頁)		

五至 発動 語 高市 連 音	高志夷	(大中臣)	中臣朝臣	飽波評君	(巨勢朝臣)	その他					(日置造?)	(日置宿禰) 三統宿禰	三嶋県主	
平群郡保證刀禰 追虫平群郡保證刀禰 奧志	平群郡□領无位 継成	平群郡国司代内竪(欠名)二十一・二十八坪朝臣毛人家(額田郷)	平群郡九条三里十六・十七・二十・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	阿久奈弥評君 阿久奈弥評君	上宮王家滅亡事件の将軍(小徳徳太上宮王薨時の歌、巨勢三杖大夫)平群郡九条三里三十二坪朝臣古麻呂家地		厩戸皇子の子(日置王)	左京人左京諸蕃 日置造	日置宿禰から三統宿禰への改姓	欠		平群郡八条九・十里地山所有 普子平群郡保證刀禰 元典・ 絾暢山背大兄王娘(三嶋女王)	平群郡擬大領 宗人 照戸皇子母 (穴穂部間人皇女)	
	「青沼是寺史料」一―一〇六号文書「現十二年	正式 下 『平安遺文』 一二二二一号文書同右	「額田寺伽藍並条里図」(「法隆寺献納宝物銘文集成」)	「正倉院年報」四) 「正倉院蔵法隆寺幡銘 正倉院蔵法隆寺幡銘	[法王帝説] [法王帝説] [額田寺伽藍並条里図]		<b>「法王帝説」、『上宮記』逸文</b>	<b>「新撰姓氏録」左京諸蕃下月庚辰条</b>	『続日本後紀』承和十一年十永承元年	『平安遺文』三—六三七号文書志料』所収)	天慶六年権少掾某牒(『大和	延長六年 「連校」 ――二二一号文書 「法王帝説」「聖徳太子伝補闕記」 「聖徳太子伝補闕記」		【唐柖提寺史料】   ——○六号文書  貞観十二年

(五百井) 部 誻 平群郡行事内竪 法隆寺への写経施入 平群郡在地刀禰 平群郡坂門郷刀禰 平群郡保證刀禰 平群郡保證刀禰 平群郡保證刀禰 平群郡坂門郷刀禰 平群郡保證刀禰 法隆寺への写経施入 中子 五百井村(現斑鳩町町名) 時寛 欠名 欠名 時寛 欠名 欠名 欠名 常永 法隆寺一切経「華厳経巻二一 保安三年 (『法隆寺の至宝』 法隆寺一切経「華厳経巻二一 保安三年 法隆寺一切経「華厳経巻二一」 天慶六年権少掾某牒(『大和志 正暦二年 天延二年 天慶六年権少掾某牒(『大和志 保安三年(『法隆寺の至宝] 七一一五:二五一頁) 天曆六年 『平安遺文』 『平安遺文』二―三五二号文書 『平安遺文』二─三○八号文書 料] 所収] 天曆六年 『平安遺文』 | 一二六四号文書 七一一五:二五一頁) 『平安遺文』 | 一二六四号文書 (『法隆寺の至宝』七―二五一頁) 『平安遺文』三―六三七号文書 —二六四号文書

性と藤ノ木古墳」(『大和王権と古代氏族』吉川弘文館、一九九一年、初出一九八九年)◎堀池春峰「斑鳩の氏族」(『斑鳩町史』一九七九年)、加藤謙吉「平群地方の地域的特 を参考に、増補改訂した。

|朝を大きく遡らない頃と考えておきたい。また、「飽波(阿久奈弥)評 臣氏、平群郷には紀臣氏が居住するが、本来的な居住地ではなく、十 が膳臣出身であったことなどを重視し、 氏族の居住が確認される。これ以外には、飽波郷から夜麻郷にかけて 次的な進出によるものと考えられるが、その時期については議論があ ここでは、紀臣塩手が山背大兄王の即位を支持し、厩戸皇子の最愛 については、特定の氏族名ではなく、普通名詞的用法と考えられて (現橿原市膳夫町)や紀伊国名草郡 (現和歌山県和歌山市)からの 上宮王家が当地へ移住した推

い る。**6** 

ことを示している。@ 湯坐は額田部の本来的職掌ではなく、皇子女の養育が二次的職掌である らざるをえない。なによりも「額田部湯坐連」の複姓が存在することは「6〕 こと、 る名代説が現在のところ有力とされている。ただ、応神天皇および額田 ® どの説が提起されているが、このうち応神天皇の子額田大中彦に比定す てきた傾向は否定できない。本位田菊士氏のまとめによれば、これまで® 族名額田部の違いや、 流れは、その分布と職掌の考察が主流であった。しかし、 以下では額田部氏の系譜と職掌を検討する。これまでの額田部氏研究の欧丁では額田部氏の系譜と職掌を検討する。これまでの額田部氏研究の 大中彦の実在性や部民制の成立時期、さらには額田部の設置記載がない Â 平群郡内に居住する古代氏族をおおよそこのように位置付けたうえで、 田部、(B)鋳物造りの品部、(C)名代、(D)額田部首の部曲な などからすれば応神朝における制度的な名代設定には否定的にな 氏族系統については、 曖昧なままで職掌を議論し 地名額田と氏

### 『新撰姓氏録』左京神別下

額田部湯坐連

国。平,隼人。復奏之日。献,御馬一匹。額有,町形廻毛。天皇嘉天津彦根命子明立天御影命之後也。允恭天皇御世。被,遣,薩摩

」之。賜,」姓額田部,也。

### 『新撰姓氏録』大和国神別

#### 額田部河田連

額田馬。天皇勅。此馬額如「田町」。乃賜「姓額田連」也。同神(天津彦根命) 三世孫意富伊我都命之後也。允恭天皇御世。献

の記載は、やはり本来の職掌が忘れられた後の付会と考えられる。『新撰の飼育・貢上に関係したことは事実としても、馬の額の形状にちなむと「額田馬」の貢上が行われたことが語られているが、額田部が二次的に馬額田部の起源伝承については、允恭朝に薩摩国の隼人征討にかかわり

田郷あるいは額部郷は全国に十四郷(一駅)が確認される。 ことの美称として用いられている。このように額田部が大田部に対する が一般的に狭いことを前提に、容貌において額が広い聡明な天皇である 明天皇の和風諡号「息長足日広額天皇」にみえる「広額」も、本来は額 すなわち、「乎田部」が「小田部」であるとするならば、 複姓に付された「河田 起した場所を連想するところからの同義語と考えられる。たとえば、舒・@ 命の五世孫「乎田部連」の後であるとの記載から田部説を支持したい。 たもので、 ていることは額田大中彦の名代説には不利な条件であろう。私見では 姓氏録』が『日本書紀』よりも新しい時期に、異なる起源伝承を掲載し 「記紀」に見えないことも合理的に説明できる。 「小田部」の意であったとするならば、全国に分布し格別の起源伝承が 本来的なものとは考えず、 (皮田?)」「湯坐」などの職掌は二次的に分化し 河内国の額田部湯坐連が天津彦根 『和名抄』によれば、 「額」も狭い隆 額

長門国豊浦郡額部鄉(筑前国早良郡額田鄉(額田駅) 上野国甘楽郡額部鄉(横後国三渓郡額田鄉) 大和国平群郡額田鄉)上野国甘楽郡額部鄉(越前国足羽郡額田鄉) 大和国平群郡額田鄉)二河国額田郡額田鄉(上総国周准郡額田郷)

国郡		郷里	姓氏	身分	出典
北陸	道				
若狭			額田部	戸主・戸口	『平城宮木簡』2~1953号 天平18年
越前	今立 足羽	中山	額田部 額田郷	中津里	『平城宮出土木簡概報』25-30頁 『和名抄』
/ <del>lan 2/</del> 9\		野田	額田郷	戸主	『大日古』編年5-545頁 『和名抄』
(加賀)	石川	井出	額田部	戸主・戸口 旧加賀郡	『平城宮出土木簡概報』22-34頁
山陰	道				
但馬	出石	出石?	額田部	戸口	宮内黒田遺跡出土木簡 天平勝宝4年 (『木簡研究』21-76頁)
出雲	意宇	山代	額田部臣	岡田山一号墳被葬者	岡田山一号墳出土大刀銘
	出雲	漆沼	額田部	深江里戸口	『大日古』編年2-206頁
		杵築	額田部	因佐里戸主・戸口	『大日古』編年2-221頁
		杵築	額田部	戸主・戸口	『大日古』編年2-224頁
	秋鹿		額田部首	部領使	『大日古』編年1-603頁
	大原		額田部臣	少領外従八位上	『出雲国風土記』大原郡
		屋裏	額田部臣	前少領	『出雲国風土記』大原郡
		賀太	額田部	賀太里戸主・戸口	『大日古』編年1-589頁
石見	美濃		額田部	節婦	『続日本紀』神護景雲二年二月癸未条
隠岐	智夫	大井	額田部		『平城宮出土木簡概報』16-7頁
		宇良	額田部	白浜里人	『平城宮出土木簡概報』24-38頁
山陽	道				
播磨	<del>.</del>		額田部	一乗寺丸瓦銘(3)	『平安遺文』金石451~453号 承安4年
100/11	美芸	横川	額田部	戸主・戸口	『大日古』編年15-257頁
備前	XX	13071	額田	備前国馳駅使健児	『本朝世紀』天慶四年九月十九日条
備中	哲多		額部郷	WHITE BEST COLOR	『和名抄』
備後	哲多三渓		額田部里 額田郷	額田部	『平城宮木簡』3-3295号 『和名抄』
周防	<b>玖珂</b>	玖珂	額田部	戸口(早良部姓多数)	『平安遺文』1-199号文書 延喜8年
長門	> · · ·	" "	額田部	銅駄馬丁 (4)	長登銅山遺跡出土木簡(『木簡研究』
				黒毛・赤毛・鹿毛草馬	18-171頁,19-193·196·198頁)
	豊浦		額部郷	,	『和名抄』, 『木簡研究』18-171頁
	豊浦		額田部直	部領使・擬大領正八位下	『大日古』編年2-133頁
	豊浦		額田部	少領外正八位上	『続日本紀』天平十二年九月戊申条
	32111		額田部直	外正八位上→外従五位下	『続日本紀』天平十三年閏三月乙卯条
	豊浦	ļ	額田部直	豊浦団毅外正七位上 →大領外従五位上	『続日本紀』神護景雲元年四月戊申条
南海					
讃岐	大内	入野	額田部	戸主・戸口(15)	『平安遺文』2-437号文書 寛弘元年
西海	道				
筑前			額田部連	大宰府史生従八位上	『大日古』編年14-270頁
			額田	検郭使	『平安遺文』2-365号文書 長徳2年
	早良		額田郷 額田駅	(他に平群・早良・田部郷)	『和名抄』 『和名抄』
	嶋	川辺	額田部	戸口 (6)	『大日古』編年1-101~140頁
豊後			額田部直	戸口	『大日古』編年1-217頁
			額田部	寄口	『大日古』編年1-216頁
肥後	宇土	大宅	額田部君	戸主	『大日古』編年25-145頁
		1	額田部	戸口	『大日古』編年25−145頁

<sup>◎</sup>井上辰雄「額田部と大和王権」(鶴岡静雄編『古代王権と氏族』古代史論集二、名著出版、1988年)を参考に、増補改訂した。

表 2 額田部氏の分布

		480 FP	1#CC	白八	11.#
国郡		郷里	姓氏	身分	出典
畿内					T
山城	左京		額田部湯坐連	神別 天津彦根命系	『新撰姓氏録』左京神別下
			額田部	神別 天津彦根命系	『新撰姓氏録』左京神別下
	右京		額田部宿禰	神別 明日名門命系	『新撰姓氏録』右京神別上
			額田部瓱玉	神別 明日名門命系	『新撰姓氏録』右京神別上
	?		額田臣	神別 伊香我色雄命系	『新撰姓氏録』山城国神別
	愛宕		額田里		『平安遺文』5-1801号文書 永久元年
	愛宕?		額田部宿禰	神別 明日名門命系	『新撰姓氏録』山城国神別
	相楽		額田村	稲間庄	『平安遺文』3-1083号文書 延久4年
大和	添下		額田	道慈	『続日本紀』天平十六年十月辛卯条
	山辺		額田邑	熟皮高麗	『日本書紀』仁賢六年是歳条
		南	額田		『平安遺文』9-4581号文書 長保元年
	平群?		額田臣	皇別 布留宿禰系	『新撰姓氏録』大和国皇別
	平群?		額田部河田連	神別 天津彦根命系	『新撰姓氏録』大和国神別
	平群?		額田部川田連	外従五位下、額田部宿禰	『続日本紀』天平宝字二年七月丙子条
	平群?		額田村主	諸蕃 呉国人出自	『新撰姓氏録』大和国諸蕃
	平群		額田郷		『和名抄』
	平群	額田	額田首	額田里居住	『紀氏家牒』
	平群	額田	額田部宿禰	船墓被葬者	「額田寺伽藍並条里図」
	平群	平群	額田早良宿禰	子は額田駒宿禰 平群系	「紀氏家牒」
	平群	. =.	- I ACIDIM	擬主帳	『平安遺文』 1-163号文書 - 貞観12年
	1 141			194 <u>1.</u> 494	『唐招提寺史料』1-106号文書
	平群	夜麻?	額田部	山を所有	『平安遺文』1-231号文書 延長6年
	1 111	IXMX:	DECT TH	少領	一个女姐又。1-231万又音 些女0中
	平群		額田部	フ <sup>(1)</sup>   大領兼惣行事	『巫华海女』1964县文書 王藤6年
	城上	   押坂	額田部連	西乃久保薬 忍坂坐生根神社	『平安遺文』1-264号文書 天暦6年
摂津	从上	1474	額田部宿禰		「大日類聚方」巻75
1次件			銀田部11 MM	神別明日名門命系	『新撰姓氏録』摂津国神別
河内			1.5.1.	神別明日名門命系	「新撰姓氏録』摂津国神別
게以	Series.	ļ	額田部湯坐連	神別 天津彦根命系	『新撰姓氏録』河内国神別
	河内	### ITT 0	額田郷	_D. & # 1. 4 L T	和名抄』
	河内	額田?	額田首	式部位子 従六位下	『続日本後紀』承和十三年九月辛亥条
	河内?	額田?	額田首	皇別 平群氏系	『新撰姓氏録』河内国皇別
	河内	額田?	額田真人	陰陽寮史生正六位上	『平安遺文』9-4550号文書 昌泰2年
	高安	L	三条額田		『平安遺文』10-4904号文書 承平7年
東海				1	
伊勢	桑名		額田郷		『和名抄』
			額田神社		『延喜式』神名上
	朝明		額田郷		『和名抄』
尾張			額田首	尾張国大目	『平安遺文』1-97号文書 嘉承3年
	海部?		額田部	主帳外大初位上勲十二等	『大日古』編年1-613頁
三河	額田		額田郷		『和名抄』
	額田		額田郷		『平城宮出土木簡概報』19-20頁
	額田		額田部連	額田薬	『大同類聚方』巻75
武蔵	足立?		額田部槻本首	千熊長彦 (糠田邑)	『日本書紀』神功四十七年四月条分註
上総			額田	検田使書生大判官代	『平安遺文』5-2440号文書 保延6年
	周准		額田郷		『和名抄』
	周准	額部	額田部	戸主	『正倉院宝物銘文集成』310頁
(安房)		健田	額田部	戸主	「平城宮木簡』1-338·339号
	久慈?	神前?	額田部	/ 上   仕丁(中世地名額田)	「大日古」編年14-284頁
東山		1	1-21.		TOTH HE WAS LAT BUTS
<del></del>	<del>//星</del> 浅井		<b>好印</b>	按小桶架	「工公成子曰」(『松春粉公』( 200天)
. — .			額田	権少僧都	「天台座主記」(「群書類従」4-602頁)
美濃	池田		額田郷		「和名抄」 『# (*)[[
	11+ 44 22		額田国造		『先代旧事本紀』
	味蜂間	春部	額田部	戸口 (3)	「大日古」編年1-9·15·22頁
	本簣	栗栖太	額田部	戸口 (8)	『大日古』編年1-29頁
	各牟	中	額田部	戸口	『大日古』編年1-48頁
	武義		額田	蓮華寺菩薩形坐像銘	『平安遺文』金石補遺45号
上野	甘楽		額部郷		『和名抄』
	緑野	小野	額田部	戸主	『正倉院宝物銘文集成』305頁
	WK II	1 3 -3	DOCTOR HIP	, <del>_</del>	1五石凡玉初妇人未从。300只

献上の説話が伝えられている。 が語られている。一方、平群氏の同族には額田首氏がおり、 天皇への馬

『新撰姓氏録』 河内国皇別

首 早良臣同祖、 平群木兎宿禰之後也。 不」尋言父氏。 負 一母氏額田

『紀氏家牒』 65

又云、額田早良宿禰男、 献天皇。 勅賜」姓馬工連、 額田駒宿禰、 令」掌」飼。 平群県在,馬牧、 故号,,其養,駒之処,日,,生駒; 択 |駿駒|養之。

紀氏家牒曰、平群真鳥大臣弟、 ♪尋∵父氏`、負∵母姓額田首 額田早良宿禰家、 平群県額田里。 不

紀氏家牒

認 され、 の え る ® 半島や日向と交渉を有する平群氏において伝承されたものが、 羅との外交に活躍したとの伝承を持つ平群氏が、日向の隼人服属に関与 係が深く、馬の飼育にも関与している。井上辰雄氏によれば、百済・新 のように中国・九州地域では、 分布のうち、 にも一体のものとして機能していることは注意される。額田部氏の全国(®) 地域が地理的に近いだけでなく、平群氏を媒介にして氏族的にも職掌的 両氏ともに馬の飼育・献上についての起源伝承を有していることは 系の額田部氏にも拡大し「額田馬」の伝承が形成されたと考えられる。 していたことが指摘されている。「馬ならば日向の駒」と詠まれたように、® 「向は駿馬の産地であり、 つぎは『新撰姓氏録』にみえる額田部関連氏族の分析を行う。『新撰姓 ・早良郷が確認され、薩摩に近い日向国児湯郡には平群郷がある。 さらに『和名抄』によれば筑前国早良郡には額田郷とともに平 長門国の長登銅山では 周防国玖珂郡玖珂郷には額田部とともに早良部の居住が確 おそらく馬の飼育・献上伝承は本来的に朝鮮 額田部氏は平群氏や同族の早良臣との関 「銅駄馬丁」として四名の額田部がみ 天津彦根 ح 両

氏録』には関係氏族として以下の十三の氏族を掲載する。

1 大和国皇別 布留宿禰(額田臣

蔵臣。斉明天皇御世。宗我蝦夷大臣。号:武蔵臣物部首并神主 柿本朝臣同祖。 依 上御布瑠村高庭之地。 木事命。男市川臣。 |社地名| 改| 布瑠宿禰姓 因\茲失\臣姓\為\物部首。男正五位上日向。天武天皇御世 天足彦国押人命七世孫米餅搗大使主之後也。 大鷦鷯天皇世。 以二市川臣「為二神主」。四世孫額田臣。 達」倭賀;布都努斯神社於石 武 男

2 河内国皇別 額田首

早良臣同祖、平群木兎宿禰之後也。 不」尋,父氏。負,母氏額田首。

3 左京神別下 額田部湯坐連

国。平上隼人。復奏之日。 之。賜,姓額田部,也 天津彦根命子明立天御影命之後也。 献。御馬一 匹。額有二町形廻毛。天皇嘉 允恭天皇御世。 被 遺

薩摩

4 左京神別下 額田部

同命(天津彦根命)孫意富伊我都命之後也

5 右京神別上 額田部宿禰

明日名門命三世孫天村雲命之後也

6 右京神別上 額田部瓱玉

額田部宿禰同祖。明日名門命十一世孫御支宿禰之後也。

7 山城国神別 額田臣

伊香我色雄命之後也

明日名門命六世孫天由久富命之後也 山城国神別 額田部宿禰

8

大和国神別 額田部河田連

9

同神(天津彦根命)三世孫意富伊我都命之後也。允恭天皇御世 献 |額田馬。天皇勅。此馬額如||田町|。 乃賜]姓額田連]也

#### 10 摂津国神別 額田部宿禰

同神 (角凝魂命)男五十狭経魂命之後也

 $\widehat{11}$ 摂津国神別 額田部

額田部宿禰同祖。 明日名門命之後也

 $\widehat{12}$ 河内国神別 天津彦根命五世孫乎田部連之後也 額田部湯坐連

 $\widehat{13}$ 大和国諸蕃 額田村主

\自,\呉国人天国古,也

これらを本貫地ごと、さらには氏族系統ごとに額田部氏系の氏族を集

成するならば、以下のようになる。

居住地

左 京 一額田部湯坐連・額田

右 ―額田部宿禰・額田部瓱玉

山城国 -額田部宿禰・額田臣

大和国 -額田部河田連・布留宿禰 (額田臣) 額田村主

摂津国 -額田部宿禰・額田部

河内国 額田部湯坐連・額田首

氏族系統

天津彦根系 —額田部湯坐連 (左京神別下)・額田部 (左京神別下)

額田部河田連 (大和国神別

額田部湯坐連 (河内国神別

明 日 名門系 ―額田部宿禰(右京神別上)・額田部瓱玉(右京神別上)

額田部宿禰 (山城国神別

額田部宿禰 (摂津国神別) 額田部 (摂津国神別

伊香我色雄系 額田臣 (山城国神別

平 群 氏 系—額田首(河内国皇別

(呉国) 系—額田村主(大和国諸蕃)

> H 氏 —布留宿禰(額田臣)(大和国皇別

春

系がすべて連姓であるのに対して、 が存在する。氏族系譜をまとめるならば、 らすれば前者との関係が深いと位置付けられる。姓については天津彦根 地にちなむ名前であり、前者の系統、 氏系の額田は部名ではなく、額田邑(後の大和国平群郡額田郷)の居住 または摂津国からの移住者である可能性が高い。大きくは大和・河内国 または河内国、右京の額田部宿禰と額田部瓱玉は明日名門系で、 系統からすれば、左京の額田部湯坐連と額田部は天津彦根系で、 を中心とする天津彦根系および、山城・摂津を中心とする明日名門系の 一系統に分類が可能であり、その他の平群氏系・諸番(呉国) このうち、 左右京に居住する氏族の本貫地は明らかではないが、氏族 明日名門系は宿禰姓で、 伊香我色雄系も物部氏との関係か 以下のような関係となる。 明瞭な区別 系・春日 山城国 大和国

天津彦根命 -明立天御影命 意富伊我都命— 平田部連

額田部湯坐連

(左京神別下)

額田部 (左京神別下) 額田部湯坐連(河内国神別)

額田部宿禰(摂津国神別) 五十狭経魂命 額田部 (摂津国神別) 明日名門命 額田部宿禰(右京神別上) 天村雲命 額田部宿禰(山城国神別) 天由久富命 額田部瓱玉(右京神別上) - 御支宿禰

額田部河田連 (大和国神別)

ては、 郡賀茂郷(現北区上賀茂・左京区下鴨)を本拠地とした。ちなみに、 て賀茂県主と鴨県主が見える。同氏は上賀茂・下鴨社のある山城国愛宕 氏族との同族的関係を有していたと考えられる。山城の賀茂県主につい 主 ろから、神魂命の子となる。神魂命―角凝魂命の神系には山城の賀茂県 「新撰姓氏録』山城国神別税部条に「神魂命子角凝魂命之後」とあるとこ (10)によれば五十狭経魂命は角凝魂命の子とある。さらに角凝魂命は 『古事記』天安河誓約段によれば、 河内の三野県主が属しており、 「新撰姓氏録」 山城国神別に額田部宿禰に続いて、神魂命の後とし 天津彦根命は天照大御神の子であり、 明日名門命系の額田部宿禰はこれら

名門命) 置に額田里が存在することから、 左京区高野・一乗寺付近に比定することができる。下鴨社に近接した位 よれば、このうち額田里が愛宕郡出雲郷内とされるところから、雹 どの条里名称が見え、文永三年(一二六六) 久元年(一一一三)の玄蕃寮牒案には額田里・額田里東外・額田西里な は賀茂県主との同族関係により、当地に居住したことが想定さ (8)山城国神別の額田部宿禰氏 の主水司氷室田畠注進状に 現在の 明日

記載されている。 天津彦根命系と明日名門命系という二つの系譜のうち前者の系譜のみが 一方、『古事記』『日本書紀』 の系譜記載には、 『新撰姓氏録』 にみえる

**『古事記』天安河誓約段** 

天津日子根者、 凡川内国造、 額田部湯坐連、

『日本書紀』神代上、第七段 一書第三

天津彦根命。此茨城国造、 額田部連等遠祖也

『先代旧事本紀』 天神本紀

天斗麻弥命 額田部湯坐連等祖

連氏の系統が問題となる。 でなければならない。そうすると、 せるためには、天武十三年に宿禰に改姓した額田部宿禰は明日名門命系 が大きな問題として残る。「記紀」の系譜記載と『新撰姓氏録』 うすると『新撰姓氏録』に天津彦根命系の額田部宿禰がみられないこと 命系の額田部連が天武十三年に宿禰に改姓したと考えられているが、 しかしながら、欽明朝以降に散見される額田部氏のうち、 彦根命系の連姓額田部氏が有力であったことを示すものと考えられる。 る表記については、いずれの系統かは明らかでない。通説では天津彦根 このことは、 「記紀」編纂段階までは、 欽明・推古紀などに散見する額田部 額田部湯坐連を中心とする天津 額田部連とあ を整合さ

『日本書紀』欽明二十二年是歳条

客を迎える荘馬の長に任命されているのは、

同姓ながら異なる系統の額

そうした情報は本国に伝わっていたにもかかわらず、再び推古朝に新羅

復遺二奴氐大舎、献」前調賦。於「難波大郡」、 船帰 葛城直等、 至穴門。 使 列 于百済之下一而引導。 次、序諸蕃、 大舎怒還。 不」入二館舎 掌客額田部

『日本書紀』 推古十六年八月癸卯条

部連比羅夫、以告.礼辞.焉 唐客入」京。 是日、 遺飾騎七十五匹、 而迎。唐客於海石榴市術。

『隋書』 倭国伝

又遺、大礼哥多毘、従二百余騎、郊労。

『日本書紀』推古十八年十月丙申是日条

任那客|莊馬之長。即安|置阿斗河辺館 |額田部連比羅夫|、為トー迎||新羅客||荘馬之長。。以 ..膳臣大伴 為上迎

『日本書紀』推古十九年五月五日条

以

会明

乃往之。

田細目臣為「前部領」。額田部比羅夫連為「後部領 薬「猟於菟田野。取「鶏鳴時」、集」于藤原池上。

田部連 どその活躍の場が大和国であることと対応する点、 連は新羅客を怒らせたとあり、 波の大郡での奉仕とあることから山城・摂津を本拠とする明日名門系額 身者であったと考えられる。ただし、欽明紀の額田部連については、 れていること、推古朝以降には活躍しないこと、などからこの系統の出 天津彦根系が大和・河内を本拠とし、 節に対する荘馬の長に起用されたと推定される。その系統については、 「湯坐」の職掌を有すること、 『古事記』 『日本書紀』 の系譜記載に明記さ 推古朝の額田部連比羅夫については、推古女帝の幼名が額田部皇女で 額田部氏が養育氏族であったと考えられ、その関係により外国使 (天武朝での宿禰改姓以前は連) 「大舎還」国、 海石榴市・阿斗河辺館・藤原池な の可能性も残る。この時額田部 告言其所言」とあるように、 「額田馬」 の貢上や 難

磨国風土記』にみえる以下の記載はその可能性が高い。明日名門系額田部連の活動については、必ずしも明瞭ではないが、『播の表記については、両様の可能性があることを想定しなければならない。すものとも考えられる。いずれの系統にしても、天武朝以前の額田部連田部連に交替した可能性も考えられる。欠名なのは、そうした事情を示田部連に交替した可能性も考えられる。

## 『播磨国風土記』揖保郡意此川条

擽,山柏、桂,带捶,腰、下,於此川,相壓。故号,壓川。
于時、作,屋形於屋形田、作,酒屋於佐々山、而祭之。宴遊甚楽、即伎也、三人相憂、申,於朝庭。於,是、遣,額田部連久等々、令,禱。遊,行人、半死半生。爾時、伯耆人小保弖、因幡布久漏、出雲都意此川 品太天皇之世、出雲御蔭大神、坐,於枚方里神尾山、毎

から、 され、 蔭山 に用いられている。御蔭についても、⑱ 限定されており、「記紀」では杵築大社の神である大国主命(大穴牟遅神) によれば熊野大神、野城大神、 雲御蔭大神」または「出雲大神」にみえる大神の表記は、『出雲国風土記 別下額田部湯坐連条に「天津彦根命子明立天御影命之後也」とあること なる。これまで、「出雲御蔭大神」の名は、一説に『新撰姓氏録』左京神 いう年代は信用できないが、なぜ額田部連久等々が特別に朝廷から派遣 し鎮めることができたとある。伝承的な地名起源説話であり、応神朝と は、佐比岡条の別伝では「出雲大神」とあり、河内の漢人らが僅かに和 御蔭大神」を神事により鎮圧したとある。この神尾山の「出雲御蔭大神 朝廷から派遣されて、在地の人々の往来を妨害していた神尾山の (大穴持命) の御蔭すなわち髪飾りとして位置付けられている。出雲大神② ここにみえる額田部連久等々は「品太天皇之世」すなわち応神朝に、 彼のみが 天御影命の名を移したものと考えられてきた。しかしながら、 郡家東南五里八十六歩大神之御蔭」とあり、この山が所造天下大神 「出雲御蔭大神」=「出雲大神」を鎮圧できたのか問題と 佐太大神、所造天下大神 (大穴持命) 『出雲国風土記』神門郡蔭山条には 一出雲

> は神魂命と大国主命(大穴持命)との関係を示す伝承が散見される 矢が立ったと考えられる。事実、 彼が神産巣日之命(神魂命)を祖神とする明日名門系額田部連出身であ 神産巣日之命(神魂命)が母神の願いを聞き入れて、彼を生き返らせた 多くの兄弟神たちの策略により大国主神(大穴牟遅神) をはじめとして額田部氏は出雲地域に濃厚に分布し、『出雲国風土記』 ったたためであろう。明日名門系額田部連の祖神である神産巣日之命 遣され、彼が大国主命(大穴持命)=「出雲御蔭大神」を鎮圧できたのは との伝承は無視できない。おそらく額田部連久等々が特別に朝廷から派 えるならば、『古事記』上巻にみえる稲羽の八上比売との婚姻をめぐって、 たものではないか。「出雲御蔭大神」の主体を大国主命(大穴持命) ではなく、所造天下大神(大穴持命)の御蔭すなわち髪飾りに擬せられ との表記を重視するならば、揖保郡の神尾山も他に所見がない天御影命 (神魂命)が大国主命(大穴持命)を救ったとの伝承により、 岡田山一号墳出土大刀銘の が殺された時 「額田部臣 彼に白羽の

### 『出雲国風土記』出雲郡宇賀郷条

是則郷也。故云,字賀。命御子、綾門日女命。爾時、女神不」肯、逃隠之時、大神伺求給所、命御子、綾門日女命。爾時、女神不」肯、逃隠之時、大神伺求給所、字賀郷、郡家正北一十七里廿五歩。所」造二天下;大神命、誇二坐神魂

### 『出雲国風土記』神門郡朝山条

朝山。坐之。爾時、所」造二天下,大神、大穴持命、娶給而、毎」朝通坐。故云二坐之。爾時、所」造二天下,大神、大穴持命、娶給而、毎」朝通坐。故云二朝山郷(郡家東南五里五十六歩。神魂命御子、真玉著玉之邑日女命、

腹太文は『新撰姓氏録』摂津国神別に「大国主命五世孫大田々根子命之」鼓を打ち鳴らしたので、鼓山の名があるとの地名起源伝承がある。神人国風土記』揖保郡鼓山条には、額田部連伊勢が神人腹太文と争ったとき、という説話になっており、両者の良好な関係が確認される。また、『播磨とれらの伝承では、神魂命の子神が大国主命(大穴持命)と婚姻する

田部連であった可能性が高い。主命(大穴持命)との関係を重視すれば、額田部連伊勢も明日名門系額後也」とあるように大国主命の後裔と伝える氏族であり、神魂命と大国

れる。仏教についてよ、質目デニュニーの明法博士に春日氏系の額田国造今足がおり、額田今人も同族と考えらの明法博士に春日氏系の額田国造今足がおり、額田(千足が見え、平安期) 津彦根命系の額田部瓱玉の名前から、その神事への供物として瓱玉の製 ころ最古の部名とされるのも偶然ではない。 と考えられる。 その神事は、 は歴史的に成立が古く、祭祀を担当する賀茂県主や三野県主と同族で 教で優勢な天津彦根命系とは好対照をなしている。明日名門系額田部連 神事については、 根命系の額田部連が優勢であり、 額田部連林、明経第二博士として平群氏系の額田首千足が見え、平安期 となっている。律令については、大宝令編纂に関与した天津彦根命系の8 津彦根命系で、文武朝には平群氏系と推定される額田首人足が遺新羅使 部連の系統は不明だが、推古朝で新羅導者となった額田部連比羅夫は天 が武蔵国の額田部槻本首の始祖と伝え、欽明朝に新羅掌客となった額田 交関係については、 中彦の伝承まで遡るものではなく、これも二次的職掌と考えられる。 坐連および額田部皇女(推古女帝)との関係から想定されるが、額田大 たことが想定される。湯坐の職掌についても、天津彦根命系の額田部湯 など馬に関係した職掌は、天津彦根命系について指摘できるが、これは る部分もあるが、 先述したように平群氏および平群氏系額田首との関係において形成され 最後に額田部氏の系統別の職掌をまとめるならば、系統ごとに重複す 天津彦根命系でないとすれば、諸蕃系額田村主の可能性が高い 田部の特殊な職掌(境界祭祀) 出雲岡田山 出雲大神を鎮圧した明日名門系額田部連が優勢で、 異なる特徴が指摘できる。 伝承上では百済や新羅との外交に活躍した千熊長彦 一号墳出土の 本姓額田氏とされる道慈は系譜が不明 「額田部臣」 まず、 であり額田部氏本来の職掌 最後に技術については、 額田馬の伝承 の銘文が現在のと 飾馬 天 外

> の関係が考えられる。一方、天津彦根命系については、 三輪山の神として「倭大物主櫛瓱 玉命」との表記があり、祖神の名前と 複するという傾向が指摘できる。 津彦根命系がすべての職掌にわたり優勢であり、 のが表3である。おおむね明日名門系が主に神事を担当する以外は、 位置付けられている。この他にも、 において、全体を総括するとともに「構作形製」に優れた人物としても 技術を有したと推定される。 名前や、 造・献上に関係したと考えられる。ちなみに「出雲国造神賀詞」には 木工などの各種の技術者がみえる。こうした系統別の職掌をまとめたも® 仁賢紀にみえる額田邑熟皮高麗との関係から馬の皮革に関する 道慈についても、 「正倉院文書」などには鋳工・瓦工 大安寺の平城京への移転 他の系統の職掌とも重 額田部河田連の 天

自山田石川麻呂の事件における天津彦根系の額田部湯坐連の失脚と考えられる。 自山田石川麻呂の事件における天津彦根系の額田部湯坐連の失脚と考え を想定しなければならない。おそらく、それを示すのが、蘇我 推定したが、そうすると推古朝から天武朝の間に両者の勢力交替が存在 推定したが、そうすると推古朝から天武朝の間に両者の勢力交替が存在 したことを想定しなければならない。おそらく、それを示すのが、蘇我 したことを想定しなければならない。おそらく、それを示すのが、蘇我

## 『日本書紀』大化五年三月甲戌条

被¸絞者九人。被¸流者十五人坐,蘇我山田大臣`、被¸戮者、……額田部湯坐連屬名。……凡十四人。

連氏が大きな打撃を受けたことは容易に想像される。この事件により額に「額田部湯坐連」が含まれている。おそらく天津彦根系の額田部湯坐で行われ、このうち最も重い「戮」のうち、名前を列挙された上位五人この事件の処分は「戮」十四人、「絞」九人、「流」十五人という三段階この事件に連座し、殺された者のなかに額田部湯坐連がみえている。

#### 表3 系統別の職業

		表 3	糸統別の暗	<b>艾孚</b>			
	馬	湯坐	外交	律令	仏教	神事	技 術
天津彦根系 湯坐連・額田部・河田連	0	0	0	© 法頭	0		Δ
平群氏系 額田首	0		0	0			
明日名門系 額田部宿禰・瓱玉・額田部	Δ		Δ			◎ 出雲大神	△ 玉造
諸番(呉国)系 額田村主		,	Δ		◎ 道慈 ?		◎ 鋳造・瓦
春日氏系				◎ 額田国造			

甲午条『続日本紀』文武四年六月の記載などがみえる。

以後も五位クラスの位階授与

津彦根系が強かったらしく、氏族としての潜在的基盤は天と考えられる。しかしながら、と考えられる。

『続日本紀』天平勝宝六年定律令。賜』禄各有」差。部連林(中略)等、撰二朝二(中略)等、撰二

『続日本後紀』承和七年正息長授』従五位下。

閏十月庚戌条

みであり、額田部宿禰に改姓 このように、正史に叙位が このように、正史に叙位が が発五位下」

した明日名門系は見えない。

宿禰に改姓する動きがあった。ここうした状況において、奈良時代中期には天津彦根系の額田部川田連を

『続日本紀』天平宝字二年七月丙子条

門系に移り、天武朝において

それまで劣勢であった明日名田部氏の氏上としての地位は

田連也。是日、以「額田部宿禰姓」、便書「位記」賜之。正六位上額田部宿禰三当(中略)並外従五位下。三当本姓額田部川,

田野也 長日 以高田舎行神姓」信書「位言」則之 日野也 長日 以高田舎行神姓」信書「位言」則之 日野也 長日 以高田舎 にその新姓が書かれたとある。熊谷公男氏の分析によれば、賜姓と叙位にその新姓が書かれたとある。熊谷公男氏の分析によれば、賜姓と叙位にその新姓が書かれたとある。熊谷公男氏の分析によれば、賜姓と叙位にその新姓が書かれたとある。熊谷公男氏の分析によれば、賜姓と叙位にその新姓が書かれたとある。熊谷公男氏の分析によれば、賜姓と叙位にその新姓では詔勅が下されたのちに、太政官符により具体的な事務処理が政場性では詔勅が下されたのちに、太政官符により具体的な事務処理が関連は一般的でないための処置とも考えられる。天武朝以来、明日名門の能性が強い。少なくとも朝臣・宿禰が多い貴族の氏姓がなされた結果、位記明部氏が独占してきた宿禰姓と氏上的地位を一代限りのものであった疾としての実力は上位にあった天津彦根系の額田部川田連に与えられた族としての実力は上位にあった天津彦根系の額田部川田連に与えられた族としての実力は上位にあった天津彦根系の額田部川田連に与えられた族としての実力は上位にあった天津彦根系の額田部川田連に与えられた族としての実力は上位にあった天津彦根系の額田部川田連に与えられた族としての実力は上位にあった大津彦根系の額田部川田連に与えられた族としての実力は、大きなの記書が、ただし本姓は額額田部川田連に与えられた族としての実力は、大きな変化であった大津彦根系の額田部川田連に与えられた族としての実力は、大きなの記書が、大きな変化であった大津彦根系の額田部川田連に与えられた族としていませい。

# ❸『条里図』作成の契機と年代

詔授二(中略) 正六位上

定された「凡三位以上。及別祖氏宗。並得、営、墓」という規定に基づき、的地位が新たに与えられたことにより、『令集解』 喪葬令三位以上条に規下津彦根系の額田部川田連に対して宿禰姓と貴族としての氏上(氏宗)の注記はこの改姓と無関係ではないと考える。系統としてはすでに指摘があるように、「額田寺伽藍並条里図」にみえる「船墓額田すでに指摘があるように、「額田寺伽藍並条里図」にみえる「船墓額田

表現は、 描かれているが、こうした記載は、 記がなされる理由にもなった。 田が絵図作成の一つの契機として考えられる。 姓された天平宝字二年が造籍年、法華寺に京南田が施入された同五年 が作成されたとすることは想定として矛盾がない。ちなみに、三当の改 ころから天平宝字年間またはそれに近い頃の作成とされている。 に活躍した「中臣朝臣毛人」「巨勢朝臣古麻呂」の名前が絵図に見えると 太后の一周忌に法華寺に対して「京南田十町」が施入された天平宝字五 氏の指摘によれば、絵図の成立年代は、「法花寺庄」の記載から、光明皇 の所領認定が絵図作成により図られたのであろう。福山敏男氏や狩野久 系統のねじれを解消するため、天津彦根系額田部氏の本拠地たる額田寺 氏や氏寺の財産を管理・運営する権限が与えられており、 る目的が存在したと考えられる。 て規定することにより、 えられる。額田部丘陵の周辺に分布する大小の古墳を「氏々祖墓」とし とにより、寺領・所領認定の根拠とすることが大きな目的であったと考 ることに関係し、「氏々祖墓」たる額田部丘陵周辺の古墳を詳細に描くこ にみえる王公諸臣による山野占有を禁止した命令の例外規定として った。これが絵図に描かれた「船墓」であり、額田部宿禰先祖という注 別祖氏宗(分立した氏の始祖と氏上)としての墓が認定されることにな 宿禰三当の改姓は天平宝字二年(七五八)七月であるから、直後に絵図 「氏々祖墓及百姓宅辺栽」樹為」林等。并周二三十許歩不」在「禁限「」 とあ 丘陵部の占地を明示する手段であったと考えられる。氏上には が班田年とされていることは偶然ではなく、 額田部丘陵全域の寺岡としての占有を合理化す 絵図にはその他にも大小の墳墓が詳細に 絵図にみえる「石柱寺立」「石柱立」の **『類聚三代格』慶雲三年三月十四日詔** 天平宝字五年の班 天平宝字年間 天武朝以来の 額田部

も残されているが、その最大の根拠となるのは金田章裕氏が指摘された(絵図の作成時期については、天平宝字年間よりもやや遅くなる可能性

年 元年 五年 ば中世まで連続する条里呼称の出現は、宝亀三年(七七二) どが行われたことが想定される。孝謙 そらく行幸の際には正史に記載がなくとも、行幸先の寺院に土地施入な されるのは、神護景雲年間が多く、とりわけ班田年である神護景雲元年 が確認されるが、行幸先の寺院に対して、施入などを行ったことが明記 係が追求されなければならない うした契機を重視するならば、孝謙(称徳)朝における寺院行幸との関 英男氏により孝謙(称徳)天皇による寺領施入が想定されているが、そ に出現したとする。 景雲元年と同三年に行われているのが注目される。 田寺への行幸を明記した記事はないが、近接する飽波宮への行幸が神護 天平神護二年、神護景雲元年、 る土地施入文書や楽器や衣服の帳簿を集計してみると、行幸が行われた 大寺資財流記帳』にみえる官符図書のうち献入された年代を明記してい については否定されておらず、 (七六七)に集中している。ちなみに、宝亀十一年(七八○)勘録の『西 (七四九) (七六七)の可能性も残ると考える。絵図作成の契機としては山口 (七六一)と宝亀四年(七七三)の班田の中間に位置する神護景雲 から宝亀元年(七七○)まで、多くの寺院に行幸したこと しかし、 大和国での若干の施行ないし部分的な実施 同三年およびその翌年に集中している。 「第四額田里」のような表記は、 (表4参照)。これによれば、天平勝宝元 (称徳) 朝における寺院行幸に額 同氏によれ の校田の際 天平宝字 お

『続日本紀』神護景雲元年四月乙巳・丁未条

||飽波宮|。賜||法隆寺奴婢廿七人爵||各有|

至」自二飽波宮二

『続日本紀』神護景雲三年十月己酉条

車駕幸」飽波宮」。

みであるのに対して、前者の行幸は飽波宮での滞在が目的で、二日間ほ後者の行幸が、河内由義宮へ出かけることを目的として、経過したの

#### 表 4 『続日本紀』にみえる孝謙・称徳朝の寺院行幸

年       行幸寺院         天平勝宝元 (749)       河内知識寺/東大寺/東大寺 薬師寺宮東大寺 東大寺 東大寺 東大寺 東大寺 開眼供養東大寺 東大寺 開眼供養東大寺 (755)       東大寺 東大寺 開眼供養東大寺 東大寺 開眼供養東大寺 第四年 河内知識寺/知識・山下・大里・三宅・家原・鳥坂の六寺河内知識寺 薬師寺 3年日年 (762)         天平宝字5 (761)       ※師寺 東田年 3年日年 3年日年 3年日年 3年日年 3年日年 3年日年 3年日年 3年	衣 4	『杭口本紀』にめえる李謙・称徳朝の寺院行幸
2 (750)       薬師寺宮         3 (751)       東大寺         4 (752)       東大寺         東大寺       東大寺         東大寺       班田年         7 (755)       班田年         8 (756)       ブ内知識寺/知識・山下・大里・三宅・家原・鳥坂の六寺河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/京門寺/京門寺/京門寺/京門寺/京門寺/京門寺/京門寺/京門寺/京門寺/京門	年	行幸寺院
3 (751)       東大寺         4 (752)       東大寺         6 (754)       東大寺         7 (755)       班田年         8 (756)       河内知識寺/知識・山下・大里・三宅・家原・鳥坂の六寺河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/河内知識寺/三郎寺/三郎寺/三郎寺/三郎寺/三郎寺/三郎寺/三郎寺/三郎寺/三郎寺/三郎	天平勝宝元(749)	河内知識寺/東大寺/東大寺
4 (752) 東大寺 開眼供養 東大寺 ア(755) 東大寺 開眼供養 東大寺 ア平宝字5 (761) 東大寺 四内知識寺 / 知識・山下・大里・三宅・家原・鳥坂の六寺 河内知識寺 / 東野寺 (765) 戸門寺 (765) 西大寺 東大寺 (叙位) 西大寺 東大寺 (叙位) 班明寺 (奏楽・奴婢賜爵) 元興寺 (施入・奴婢賜爵) 西大寺法院 (賜禄) 大安寺 (叙位) 薬師寺 (施入・工奴婢賜爵・賜姓) 施浪宮 (法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院 (叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入	2 (750)	薬師寺宮
(754) 東大寺 東大寺 班田年 7(755) 第 1(755) 第 1	3 (751)	東大寺
7 (755) 8 (756) 第 (756) 第 (756) 天平宝字5 (761) 6 (762) 天平神護元 (765) 2 (766) 神護景雲元 (767) 東大寺 (叙位) 東大寺 (叙位) 東大寺 (叙位) 西大寺 上下寺 (和人・奴婢賜爵) 元典寺 (施入・奴婢賜爵) 西大寺法院 (賜禄) 大安寺 (叙位) 薬師寺 (施入・工奴婢賜爵・賜姓) 飽浪宮 (法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院 (叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入	4 (752)	東大寺 開眼供養
8 (756) 河内知識寺/知識・山下・大里・三宅・家原・鳥坂の六寺河内知識寺 薬師寺 楽師寺 ※師寺 ※師寺 ※ 西田年 法華寺 一弓削寺 ででいる。 では、 一戸 では、 「では、 一戸 では、 一戸 では、 一戸 では、 「では、 一戸 では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、 「では、	6 (754)	東大寺
<ul> <li>天平宝字5 (761)</li> <li>6 (762)</li> <li>天平神護元 (765)</li> <li>己 (766)</li> <li>神護景雲元 (767)</li> <li>東大寺 (叙位)</li> <li>山階寺 (奏楽・奴婢賜爵)</li> <li>元興寺 (施入・奴婢賜爵)</li> <li>西大寺は院(賜禄)</li> <li>大安寺 (叙位)</li> <li>薬師寺 (施入・工奴婢賜爵・賜姓)</li> <li>施設宮 (法隆寺奴婢賜爵)</li> <li>寺院への献物叙位</li> <li>西大寺嶋院 (叙位)</li> <li>四天王寺家人奴婢への賜爵</li> <li>四天王寺への墾田施入</li> </ul>	7 (755)	班田年
<ul> <li>天平宝字5 (761)</li> <li>(762)</li> <li>天平神護元 (765)</li> <li>2 (766)</li> <li>神護景雲元 (767)</li> <li>東大寺 (叙位)</li> <li>山階寺 (奏楽・奴婢賜爵)</li> <li>元興寺 (施入・奴婢賜爵)</li> <li>西大寺法院 (賜禄)</li> <li>大安寺 (叙位)</li> <li>薬師寺 (施入・工奴婢賜爵・賜姓)</li> <li>施設宮 (法隆寺奴婢賜爵)</li> <li>寺院への献物叙位</li> <li>西大寺嶋院 (叙位)</li> <li>四天王寺家人奴婢への賜爵</li> <li>四天王寺への墾田施入</li> </ul>	8 (756)	河内知識寺/知識・山下・大里・三宅・家原・鳥坂の六寺
6 (762)       法華寺 弓削寺         天平神護元 (765)       西大寺 東大寺 (叙位)         神護景雲元 (767)       東大寺 (叙位)         山階寺 (奏楽・奴婢賜爵)       西大寺法院 (賜禄)         大安寺 (叙位)       薬師寺 (施入・工奴婢賜爵・賜姓)         施設官 (法隆寺奴婢賜爵)       寺院への献物叙位         西大寺嶋院 (叙位)       四天王寺家人奴婢への賜爵         四天王寺への墾田施入		7 77 77 77 77
天平神護元 (765) 2 (766) 神護景雲元 (767)  本大寺 (叙位) 東大寺 (教位) 一八興寺 (施入・奴婢賜爵) 一八典寺 (施入・奴婢賜爵) 西大寺法院 (賜禄) 大安寺 (叙位) 薬師寺 (施入・工奴婢賜爵・賜姓) 飽浪宮 (法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院 (叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入	天平宝字5(761)	薬師寺 班田年
2 (766)  西大寺 東大寺 (叙位)  山階寺 (奏楽・奴婢賜爵)  元興寺 (施入・奴婢賜爵)  西大寺法院 (賜禄)  大安寺 (叙位)  薬師寺 (施入・工奴婢賜爵・賜姓)  館浪宮 (法隆寺奴婢賜爵)  寺院への献物叙位  西大寺嶋院 (叙位)  四天王寺家人奴婢への賜爵  四天王寺への墾田施入	6 (762)	1 1 1 1
東大寺(叙位) 東大寺(叙位) 山階寺(奏楽・奴婢賜爵) 元興寺(施入・奴婢賜爵) 西大寺法院(賜禄) 大安寺(叙位) 薬師寺(施入・工奴婢賜爵・賜姓) 飽浪宮(法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院(叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入	天平神護元(765)	1
山階寺 (奏楽・奴婢賜爵) 元興寺 (施入・奴婢賜爵) 西大寺法院 (賜禄) 大安寺 (叙位) 薬師寺 (施入・工奴婢賜爵・賜姓) 施浪宮 (法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院 (叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入	2 (766)	1 1 2 1 3
元興寺(施入・奴婢賜爵) 西大寺法院(賜禄) 大安寺(叙位) 薬師寺(施入・工奴婢賜爵・賜姓) 鏡浪宮(法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院(叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入	神護景雲元(767)	
西大寺法院(賜禄) 大安寺(叙位) 薬師寺(施入・工奴婢賜爵・賜姓) 龜浪宮(法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院(叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入		1
大安寺(叙位) 薬師寺(施入・工奴婢賜爵・賜姓) 飽浪宮(法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院(叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入		
薬師寺 (施入・工奴婢賜爵・賜姓) 飽浪宮 (法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院 (叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入		1
施浪宮 (法隆寺奴婢賜爵) 寺院への献物叙位 西大寺嶋院 (叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入		
寺院への献物叙位 西大寺嶋院(叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入		7,57,627
西大寺嶋院(叙位) 四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入		
四天王寺家人奴婢への賜爵 四天王寺への墾田施入		
四天王寺への墾田施入		(4,123)
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
- ()   F () +	- />	
2 (768) 長谷寺		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
3(769) 西大寺/飽浪宮/龍華寺	3 (769)	The state of the s
四天王寺・知識寺奴婢今良賜爵	- (500)	
宝亀 元 (770) 弓義寺 (叙位)	宝亀 兀 (770)	<b>与教守(叙位)</b>

年における飽波宮行幸というこの機会が一番効果的であったと推定されている。この叙位は、近隣の在地豪族として飽波宮に奉仕したことが想定され、もう式の瓦が用いられ、熊凝精舎の伝承が残るなど、厩戸皇子ゆかりの上宮王家がかって所有した隷属民に起源するもので、厩戸皇子ゆかりの上宮王家がかって所有した隷属民に起源するもので、厩戸皇子ゆかりの上宮王家がかって所有した隷属民に起源するもので、厩戸皇子ゆかりの上宮王家がかって所有した隷属民に起源するもので、厩戸皇子ゆかりの上宮王家がかって所有した隷属民に起源するもので、厩戸皇子ゆかりの上宮王家がかって所有した隷属民に起源するもので、厩戸皇子ゆかりの上宮王家がかってが建立されている。

いるのよっ偶然でよないに考えられる。 部氏同族が、銭と稲を献上して外従五位下と豊浦郡大領職を与えられて部氏同族が、銭と稲を献上して外従五位下と豊浦郡大領職を与えられてる。同年は先に注目した班田年であり、この行幸の翌日に長門国の額田

可能性を指摘し、いずれも造籍年や班田年に相当することを指摘した。京南田の施入あるいは、神護景雲元年の称徳天皇の飽波宮への行幸時の天平宝字二年における額田部宿禰三当の改姓および同五年の法華寺への以上の検討によれば、額田寺の絵図が作成される年代と契機について、いるのも偶然ではないと考えられる。

#### おわりに

るならば次のようになる。 考察を前提に、額田部氏の系譜と職掌を分析した。その結論をまとめに検討するための基礎作業として、平群郡の成立過程や氏族の分布の本稿では「額田寺伽藍並条里図」の作成年代および作成目的を子細

①大和国では、県や国造国からの立郡(評)または分割が一般的での大和国では、県や国造国からの立郡(評)または分割が一般的でいた。

能ならば、領域的には他評(山辺評)に属する人間集団を飛び地は山辺評として把握されたと考えられる。さらに、額田邑の熟皮は山辺評として把握されたと考えられる。さらに、額田邑の熟皮は山辺評として把握されたと考えられる。さらに、額田邑の熟皮域として評制下において複雑な変遷をする。大宝令以前には、人愛平群郡の領域のうち後に額田・飽波郷となる地域は、独立した地

的に支配していたことが想定される。

- ③天武朝以前には大和・河内を中心にした天津彦根命系と山城・摂津 このうち天津彦根命系の系統が推古朝には有力であったが、孝徳朝 を中心にした明日名門系という二つの系統の額田部連氏が存在した。 名門命系と推定される。 力を失い、天武十三年(六八四)に宿禰に改姓した額田部連は明日 の蘇我倉山田石川麻呂事件により天津彦根命系の額田部連は一時勢
- ④額田寺の絵図が作成される年代と契機について、背景には額田部氏 ることを指摘した。 波宮への行幸時の可能性があり、いずれも造籍年や班田年に相当す 京南田の施入時あるいは、 の二つの系統のねじれが背景にあり、これを解消した天平宝字二年 (七五八) における額田部宿禰三当の改姓および同五年の法華寺への 神護景雲元年(七六七)の称徳天皇の飽

1, 提示し、 らなかった明日名門系額田部氏の系譜や職掌などについて新たな見解を 行論上、 飽波評の規模や領域的行政区画の未熟性、従来あまり考察の視野に入 額田寺の絵図が作成される年代と契機について試案を示した。 大胆な推測を重ねた部分も多いので、御批判を切にお願いした

#### 註

- (1) 『延喜式』民部上が「山辺 および『和名抄』は「高市、十市、山辺」とする。 十市 髙市」とするのに対して、『延喜式』神名上
- 2 書紀」)などの記載から、倭国六県が令制下の郡制に先行する人間集団の所属区 九七九年)は、「其於:倭国六県:被」遣使者者、宣ႊ造:戸籍、校ႊ田畝ႊ」(『日本 分または行政区分とする。 山尾幸久「県の史料について」(日本史論叢会編『論究日本古代史』学生社、一
- (3)『日本書紀』綏靖紀二年正月条所引一書に「春日県主大日諸」とみえる。『角川 日本地名大辞典』二九 奈良県 (角川書店、一九九〇年)、三〇五頁。
- (4) 『日本書紀』神武即位前紀戊午年六月丁巳条に「菟田下県」、同八月乙未条に

- 県」、『日本書紀』神武二年二月乙巳条に「猛田県主」などとある。 十一月十五日民安占子家地処分状(『平安遺文』二〇二・二〇三号文書)に「上 「莬田県」、『万葉集註釈』 所引「伊勢国風土記」逸文に「宇陀下県」、延喜九年
- (5) 『日本書紀』欽明七年七月条に「倭国今来郡」、[坂上系図」所引『新撰姓氏録 逸文に「今来郡」を後に改めて「高市郡」と号したと伝える。
- (6) 『日本書紀』神武二年二月乙巳条に「倭国造」「葛城国造」、同允恭二年二月己 酉条に「闘鶏国造」とある。
- (7)『古事記』応神段、『日本書紀』応神紀十九年十月戊戌条、『扶桑略記』同日条: 『万葉集』巻一―三六番歌。
- 奈良県教育委員会『藤原宮』 一九六九年、二二号木簡
- (9) 黛弘道「国郡制成立史上の一問題」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、| 国葛野郡内に四神が鎮座するように書かれていることと、『延喜式』神名上の記 載ではそのうち二神が隣郡に鎮座することとの差違に注目し、大宝以前の葛野 九八二年、初出一九五五年)によれば、『続日本紀』大宝元年四月丙午条に山代 分割されたと推測された。 評は山城盆地一帯を占める広大なものであったが、大宝令の施行により数郡に
- (10)『木簡研究』三、一九八一年、一八・二○頁。「弟国評については、これまで たが、再考の必要が生じた」との加藤優氏によるコメントが記されている。 大宝令の施行に伴い葛野郡から乙訓郡の分割が行われたという説が有力であっ
- 黛弘道前掲註(9)論文の追考。
- 条)、「添下郡」(天武五年四月辛丑条)などは、「所布評大野里」という木簡表 記によれば、『日本書紀』編纂段階の明瞭な潤色となる。 は評制段階およびそれ以前にも郡名は多くみえるが、「添上郡」(欽明元年二月 奈良県教育委員会『藤原宮』一九六九年、二二号木簡。なお、『日本書紀』に
- (13) 鬼頭清明『律令国家と農民』塙書房、一九七九年、六六・六七頁。舘野和已 「律令制の成立と木簡」 (『木簡研究』二〇、一九九八年)。
- (4) なお、荒井秀規「相模国足柄評の上下分割をめぐって」(『市史研究あしがら』 の記載を重視して天武五年以前に想定するが、天武後半期以降と推定される 五、一九九三年)は、所布評の分割時期を「倭国添下郡」という『日本書紀』 「大野里」の表記からすれば天武朝前半まで遡らせることには無理がある。
- **『木簡研究』三、一九八一年、一八頁。**
- (16) 『日本書紀』持統三年六月庚戌条、同四年九月乙亥条。山尾幸久「大化年間の 国司・郡司」(『立命館文学』五三〇、一九九三年)は、 令制下の郡の規模と同じ内容であったとする。 庚寅年籍の評がすでに
- 校倉書房、一九八六年、初出一九七九年)、鐘江宏之「『国』制の成立」(笹山晴 大町健「律令制的国郡制の特質とその性格」(『日本古代の国家と在地首長制』

- 筧敏生「評と郡一(「続日本紀研究」二六八、一九九○年)。たとえば、生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三年)。

- 重層性を重視した結果と考えられる。 後の養老年間において二郡に分割されたのは、国と郡という異なる行政区画の後の養老年間において二郡に分割されたのは、国と郡という異なる行政区画のない段階に、海人集団を組織して評制が施行された名残りであり、郡制施行直が成立時には志摩(嶋)郡一郡であったのは、上級の行政区画たる国を意識し(8) 筧敏生「評と郡」(『続日本紀研究』二六八、一九九○年)。たとえば、志摩国
- ない里が存在したとする。 (20) 明白な地名の例とされることが多い伊場木簡の「柴江五十戸」(三号木簡)に ない里が存在したとする。 ない里が存在したとする。 ない里が存在したとする。 ない里が存在したとする。 ない里が存在したとする。 ない里が存在したとする。 ない里が存在したとする。 ない里が存在したとする。 ない里が存在したとする。 ない里が存在したとする。
- (21) 八木充 「律令村落制の形成」 (『律令国家成立過程の研究』塙書房、一九六八年)。
- 同「令制の駅戸数について」(『古代交通研究』四、一九九五年)。(22) 大山誠一「古代駅制の構造とその変遷」(『史学雑誌』八五―四、一九七六年)、
- 23) 『日本書紀』天武十一年四月甲申条。
- 認される。 とからすれば、法意として百戸=二里以下の立郡は想定されていないことが確(24)『令集解』戸令定郡条所引古記に「若不」足」百戸「者随」宜隷「他郡「」とあるこ
- 九八〇年、初出一九七六年)。.(25) 原秀三郎「律令国家と地方豪族」(『日本古代国家史研究』東京大学出版会、一
- (26) 薗田香融「律令国郡政治の成立過程」(『日本古代財政史の研究』塙書房、一九年、初出一九七一年)、山尾幸久註(6)前掲論文は、国造制からではなくでもが評造に任命されたと伝えるのは、こうした評の本来的な属性である奉仕でもが評造に任命されたと伝えるのは、こうした評の本来的な属性である奉仕でもが評造に任命されたと伝えるのは、こうした評の本来的な属性である奉仕でもが評造に任命されたと伝えるのは、こうした評の本来的な属性である奉仕でもが評造に任命されたと伝えるのは、こうした評の本来的な属性である奉仕でもが評造に任命されたと伝えるのは、こうした評の本来的な属性である奉仕でもが評価を表現している。
- たことが想定される。(27) 遠江国の淵評と駅評の大小関係からいえば、前者の内部に後者が包摂されてい
- その名名に別けたため、民と品部が「交雑使、居、国県、」「一家五分六割」とい28) 品部廃止の詔(『日本書紀』大化二年八月癸酉条)にみえる、品部を分かち、

- う状況は、まさにこうした構造的矛盾を示している。
- 発形態との段階差を説話から読み取ることは可能であろう。 下の籍帳による予測可能な課丁徴発と、斉明朝の在地豪族に依拠した軍士の徴の軍士を徴発したとの記載がある。もちろん数字に誇張は存在するが、律令制の軍士を徴発したとの記載がある。もちろん数字に誇張は存在するが、律令制みえる有名な邇磨郷の伝承には、斉明朝の百済救援の際、当地で試みにこの郷設)たとえば、三善清行『意見封事』(『本朝文粋』)所引『備中国風土記』逸文に
- **『日本書紀』天智九年二月条。**

- 東午年籍において編戸の基準となったと推定する。 東午年籍において編戸の基準となったと推定する。 東午年籍において編戸である里制の存在には否定的である。また、鎌田元一たとし、人為的な編戸である里制の存在には否定的である。また、鎌田元一たとし、人為的な編戸である里制の存在には否定的である。また、鎌田元一方世紀の日本列島」(岩波講座『日本通史』三 古代二、岩波書店、一九九四年)も里制にもとづく画一的・領域的編戸は困難であり、混在した人民の所属、所有者の別に従ってまとめられた可能性を指摘する。私見は山尾幸久註(16)、おいて、岩波書店、一大九四年年籍において編戸の基準となったと推定する。
- など。 日本紀」養老六年三月辛亥条、『元興寺縁起』、『肥前国風土記』三根郡漢部郷条(32) 『日本書紀』神功五年三月己酉条、『坂上系図』所引『新撰姓氏録』逸文、『続
- 社、一九八四年。 吉川弘文館、一九九四年、初出一九八一年)、門脇禎二『葛城と古代国家』教育(33) 小林敏男「忍海氏・忍海部とヲケ・オケニ王」(『古代王権と県・県主制の研究』
- 一戸の雑工とともに雑戸の姓を除かれたとある。(34)『続日本紀』養老六年三月辛亥条によれば、忍海部乎太須は忍海漢人ら合計七
- 「大和の忍の広瀬」は、忍海郡の曾我川を示すか。歴史学』一九九九年)、六四頁。ただし、『日本書紀』皇極元年是歳条にみえる頁。白石太一郎「古墳からみた古代豪族」(国立歴史民俗博物館編『考古資料と(35) 吉田東伍『大日本地名辞書』上方編(冨山房、増補版 一九六九年)、三三八
- 初出一九八七年)、一〇九頁。(36) 拙稿「「斑鳩宮」の経済的基盤」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年
- 5) 天平勝宝二年二月二十四日官奴司解(『大日本古文書』編年三―二五九頁)。
- 後天武紀には四月と七月に祭祀記事が散見する。(38)『日本書紀』天武四年四月癸未条に大忌神を広瀬の河曲に祭らせたとあり、以
- 五、一九八九年)参照。(同十六、一九八七年)、同「古代の大和国広瀬郡と広瀬神社」(「龍谷史壇」九(同十六、一九八七年)、同「古代の大和国広瀬郡と広瀬神社」(「龍谷史壇」九書紀研究』十四、塙書房、一九八七年)、同「聖徳太子と敏達天皇後裔王族」)、広瀬郡については、平林章仁「敏達天皇系王統の広瀬郡進出について」(『日本

- (4) 『万葉集』巻十六―三八八五番歌。辰巳和弘「平群氏に関する基礎的考察. (『地域王権の古代学』白水社、一九九四年、初出一九七二年)
- 領域区画としての再編は次の段階となり、天武朝後半の里制施行よりもやや遅 里」の記載を重視するならば、評の上下分割や、飽波評の平群評への併合など 庚寅年籍以前と推定されるが、私見では藤原宮出土木簡にみえる「所布評大野 れ、里制が整備される庚寅年籍と大宝令の間と推定する。 山尾幸久註(16)前掲論文は、平群郡と同体の平群評の成立を、天武五年以後:
- 同三年十月己酉条。 「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」。『続日本紀』神護景雲元年四月乙巳・丁未条、
- 43 『藤原宮木簡二 解説』八四九号木簡。 天平勝宝二年二月二十四日官奴司解(『大日本古文書』編年三―三五九頁)
- 『坂上系図』所引『新撰姓氏録』逸文。
- 評の第一の理由に挙げられる。このことは、評の成立要件を限りなく郡と等置 令郡制の最小単位である小郡=二郷程度の広さの確保=地域的なまとまりを立 できない資料が確かめられた」と正しく飽波評を評価されながら、一方で大宝 という指摘を立評の理由としては重視すべきと考える。 の議論に単純化されてしまった。むしろ「そこに住む人間集団の一定の自立性 評制から郡制への移行が必要とされた領域的な行政区画の未熟性の主張が広狭 つも「郡域としてのこすのには狭隘でありすぎる」と結論づけられるように、 させる結果となり、「原理的に二里でも構成できないことはない」と留保をしつ 九〇年、初出一九八四年)。狩野氏は「評の編成原理が郡のそれと必ずしも等置 狩野久「額田部連と飽波評」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九
- 『新撰姓氏録』大和国諸蕃。『坂上系図』所引『新撰姓氏録』逸文
- 国における物部守屋からの没官所領のひとつである「熊凝地」は西成郡と東成 と考古学』真陽社、一九八八年)によれば、『荒陵寺御手印縁起』にみえる摂津 四九頁による。黒田慶一「熊凝考」(高井悌三郎先生喜寿記念事業会編『歴史学 郡の郡境にほぼ位置する。 熊凝の語源については、『奈良県史』一四 地名(名著出版、一九八五年)、二
- $\widehat{48}$ 一一二~一一三頁。 拙稿「「斑鳩宮」の経済的基盤」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年)
- $\widehat{49}$ 『続日本紀』延暦四年五月丁酉条。
- $\widehat{50}$ 織Ⅰ』便利堂、一九八六年)、東京国立博物館編『法隆寺献納宝物銘文集成』吉 川弘文館、一九九九年。 浅井和春「法隆寺系幡と褥の銘文」(東京国立博物館編『法隆寺献納宝物 染
- 拙稿「「斑鳩宮」の経営について」(『古代王権と都城』)、一六五頁。
- <u>52</u> 『奈良県の地名』日本歴史地名大系三○(平凡社、一九八一年)、角川『日本地

- 平群地域」(註(40)前掲書)などを参照した。 名大辞典』二九 奈良県 (角川書店、一九九〇年)、辰巳和弘「上宮王家と古代
- 寺の信仰圏を考えるうえで重要であろう。 寺など独自の氏寺を有する額田部氏や平群氏の記載が見られないことは、法隆 家との関係が深い秦・髙橋・当麻・坂合部などの氏族名は注目される。なお、 視される氏族ばかりではないが、物部氏系の居住を示す矢田部・物部、上宮王 原里」などの郡内の地名が明記される)、さらに奈良時代以前に遡ることが確実 されているわけではなく(一部には「五百并村」「平群郷」「目安里」「坂門村弟 寺の至宝』七、小学館、一九九七年)。必ずしも平群郡内に居住したことが明記 主・坂合部・高是などの氏族名が見える(法隆寺昭和資財帳編集委員会『法隆 済・物部・山城・錦織・橘・賀茂・水俣・宇治・舟宿禰・河内民首・美努・石 橋・小野・守部・当麻・清原・礒陪・桑原・上毛野・夏見・安倍・大中臣・百 部・若原部・大神・藤井・源・日根・伴・中臣・春日・平・出雲・草賀・高 "法隆寺幡銘」や「法隆寺一切経」の奥書など法隆寺系の史料群に額田寺や平降 「法隆寺一切経」には写経の奥書に藤原・秦・中原・紀・六人部・伊水・矢田
- (54) 栄原永遠男「紀朝臣と紀伊国」(『和歌山地方史研究』九、一九八五年)、同 落の歴史地理学研究』大明堂、一九八五年、初出一九五四年)に指摘がある。 氏神社」が土地売券の条里記載から現生駒郡平群町椿井字垣内付近に比定され 地方の地域的特性と藤ノ木古墳」(『大和王権と古代氏族』吉川弘文館、一九九 ることについては、金田章裕「奈良・平安朝の村落形態について」(『条里と村 「紀氏の展開過程」(『和歌山地方史研究』一二、一九八七年)、加藤謙吉「平群 『日本書紀』舒明即位前紀、『法王帝説』、『上宮記』逸文。 一年、初出一九八九年)、辰巳和弘註(52)前掲論文。なお、式内社「平群坐紀
- <u>55</u>
- 狩野久註(45)前揭論文。
- 承と馬飼の成立」(日本古代文化の探求『馬』社会思想社、一九七四年)、上井 化前代の枚岡」(『日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会、一九八六年、初出一 の性格―播磨風土記ノート1―」(『兵庫史学』三一、一九六二年)、田中卓「大 山田弘通「額田部小考」(『国語教育』七、一九六一年)、落合重信「額田部とそ 朗「額田部宿禰先祖の墓について」(『日本上古史研究』四─五、一九六○年)、 八、一九六〇年)、谷馨『額田王』 (早稲田大学出版部、一九六〇年)、橋本伊知 学研究』二一四、一九五七年)、田中巽「額田部について」(『兵庫史学』二一、 川弘文館、一九六一年、初出一九四六年)、藤間生大「大和国家の構造」(『歴史 (一九三四年、再刊一九六三年)、井上薫「道慈」(『日本古代の政治と宗教』吉 九六七年)、谷馨『額田姫王』(紀伊国屋新書、一九六七年)、佐伯有清「馬の伝 一九五九年)、田中巽「額田部の職掌について」(『神戸商船大学紀要 (文科論集)』 額田部氏についての関係論文を年代順に示すならば、太田亮『姓氏家系大辞典』

の研究」(本報告書所収)などがある。 平群郡地域」(『地域王権の古代学』白水社、一九九四年)、武広亮平「額田部臣 と部民制」(『古代王権と交流』七、名著出版、一九九五年)、森公章「額田部氏 五二〇、一九九一年)、加藤謙吉註(54)前掲論文、辰巳和弘「上宮王家と古代 註(4)前掲論文、前田晴人「額田部連の系譜と職掌と本拠地」(『日本歴史』 岡静雄編『古代王権と氏族』古代史論集二、名著出版、一九八八年)、黒田慶一 本の古代』六、中央公論社、一九八六年)、井上辰雄「額田部と大和王権」(鶴 八章(東京大学出版会、一九八六年)、鎌田元一「大王による国土の統一」(『日 て」(『続日本紀研究』二三八、一九八五年)、門脇禎二『日本海域の古代史』第 塙書房、一九八八年、初出一九八五年)、本位田菊士「額田部連・額田部につい 久註(4)前掲論文、岸俊男「「額田部臣」と倭屯田」(『日本古代文物の研究 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編三・四(吉川弘文館、一九八二年)、狩野 前沢和之「古代の皮革」(『古代国家の形成と展開』吉川弘文館、一九七六年)、 輝代「額田部と湯坐と」(横田健一先生還暦記念『日本史論集』一九七六年))

- 58 本位田菊士註(57)前揭論文。
- 59 井上辰雄「額田部と大和王権」、馬に関わる部とする前田晴人「額田部連の系譜 信「額田部とその性格」、その他の説として皇子養育のための部民=湯坐とする と職掌と本拠地」などがある(出典は註(57)参照)。 「額田部連と飽波評」、岸俊男「「額田部臣」と倭屯田」、ほか多数、(D) 落合重 山田弘通「額田部小考」、(C) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編、狩野久 静雄『新編日本古語辞典』(刀江書院、一九六三年)、田中巽「額田部について」、 輝代「額田部と湯坐と」、本位田菊士「額田部連・額田部について」、(B)松岡 代表的な論考としては(A)太田亮『姓氏家系大辞典』、谷馨『額田王』、上井
- 武彦氏執筆)。 『国史大辞典』巻十一(吉川弘文館、一九九○年)の「額田部」の項目 (吉村
- 61 『新撰姓氏録』左京神別下。
- 62 本位田菊士註(57)前揭論文。
- 63 多乃御子神社」とも表記され、「神乎多」とは狭い水田=神田の意で、伊雑宮の 田吾田節之淡郡所居神」とある志摩国の神は、『延喜式』神名上に「粟島坐神乎 七七年)。小田部=額田部本来の職掌として、こうした神田の管理や神事が職掌 神田を守護する神と解される(『式内社調査報告』七、皇學館大学出版部、一九 本位田菊士註(57)前掲論文。ちなみに、『日本書紀』神功紀即位前紀に「尾
- (6) 『続日本紀』和銅六年五月甲子条に「畿内七道諸国郡郷名、着「好字」」とあり、 この時の命令で『延喜式』民部上に「凡諸国部内郡里等名、並用三二字。必取 嘉名:」とあるような、字義のよい漢字二字による表記に統一されたが、郷里名

- り早期に完了したのは(国名は大宝四年)、国印や郡印の使用において地名二字 鎌田元一「律令制国名表記の成立」(門脇禎二編『日本古代国家の展開』上、 確立過程」(『律令政治と官人制』吉川弘文館、一九九三年、初出一九七八年)、 表記による統一が必要であったことと対応する。野村忠夫「律令的行政地名の 表記の統一は神亀年間まで遅れたとされる。なお、国郡名の二字化が郷里名よ 文閣出版、一九九五年)。 思
- 年)、同註(57)前揭論文。 田中卓「『紀氏家牒』について」(『田中卓著作集』二、国書刊行会、一九八六
- 加藤謙吉註(57)前揭論文。

<u>66</u>

<u>67</u>

<u>65</u>

- 『平安遺文』 一—一九九号文書。
- <u>68</u> 九三頁。 八木充他「山口・長登銅山跡」(木簡学会『木簡研究』一九、一九九七年)、一
- 69 「平群山」を詠んでいること、などから推測される。 十六年八月条、日向との関係は同景行十七年三月己酉条に児湯県で日本武尊が 前掲論文。平群氏の外交伝承は『日本書紀』応神三年是歳条・十四年是歳条・ 井上辰雄「日向隼人と大和王権」(『えとのす』三一、一九八六年)、同註 (57
- 『日本書紀』推古二十年正月丁亥条。
- (イイ) 三野県主系の額田部氏については前田晴人註(57)前掲論文が詳しい。額田部 明日名門系であるとする想定は支持される。しかし、額田馬や湯坐の伝承が天 津彦根系に限定されること、大和・河内では天津彦根系が有力であることなど 氏に複数の系統が存在したとの指摘は極めて重要であり、天武朝の宿禰賜姓が からすれば、推古朝の額田部連比羅夫を明日名門系(三野県主系)の額田部連 存在し、そのうち天津彦根系が有力であったことだけである。 と断定する点には従えない。確実なのは天武朝以前に二つの系統の額田部連が
- <u>72</u> 『平安遺文』五―一八〇一号文書。
- (74)『日本書紀』天武十三年十二月己卯条。日本古典文学大系『日本書紀』下 『鎌倉遺文』一三―九四九三号文書

(岩

- <del>75</del> 波書店、一九六五年)五九九頁補注など 前田晴人註(57)前揭論文。
- 『日本書紀』推古即位前紀

 $\widehat{76}$ 

- 77  $\widehat{78}$ 敷田年治『風土記標注』。
- **『古事記』垂仁段。『日本書紀』崇神六十年七月己酉条**
- 『出雲国風土記』神門郡吉栗山条。加藤義成『出雲国風土記参究』

79

『日本書紀』神功摂政四十七年四月条分註。なお額田部と槻本首とは別氏の可 武広亮平「荒ぶる神」(『風土記の神と宗教的世界』おうふう、一九九七年)。

**『日本書紀』大宝三年十月癸未条。同和銅五年正月戊子条には額田首とある。** 

82

- 83 『続日本紀』文武四年六月甲午条。同養老五年正月甲戌条。
- 84 『令義解』附録など。 『三代実録』 貞観四年八月十七日癸丑条
- 前沢和之前掲註(57)論文。

85

- 86 五二五頁)などの名がみえる。 して額田部乙麻呂(同編年四―三七三頁)、木工として額田部酒人(同編年四― 鋳工として額田広海(『大日本古文書』編年十六―三〇八・三一一頁)、瓦工と
- 87 交渉から考えて天津彦根命系の可能性が高く、孝徳朝まではこの系統が有力で 事や県主との関係が深い明日名門命系ではなく、額田寺の存在や外交使節との あったらしい なお、『日本書紀』大化元年八月癸卯条にみえる額田部連甥の法頭任命は、神
- 88 角足が「額田部宅」で武官らを釘付けにする陰謀があり、これを密告した功績 功績は不明だが、あえて憶測するならば前年の橘奈良麻呂の乱に際して、賀茂 などが考えられる(前田晴人註(57) 熊谷公男「位記と「定姓」」(『続日本紀研究』一八三、一九七六年)。具体的な 前掲論文)。
- 前田晴人註(57)前揭論文。
- 90 89 綜芸舎、一九四八年)。 狩野久註(45)前掲論文、福山敏男「額田寺(額安寺)」(『奈良朝寺院の研究』
- 91 施入に伴い、その境界を明示する必要が以後生じたものであろう。その点では 田寺」と寺名を具体的に記している。おそらく、法華寺への「京南田十町」の との境を接する額田寺東南部の「門」の外側に位置する寺領記載は「額寺」「額 教示による)。 「法花寺庄」の設定も絵図作成の大きな契機として考えられる〈黒田日出男氏の 絵図には、その他の寺領記載が「寺」とのみ表記するのに対して、「法花寺庄」
- 92 厳格に行ったのに対して、道鏡政権下の神護景雲元年の班田は、寺領の回復拡 張、貴族所有地の削減が行われている点も絵図作成の契機と考えられる。 参照。なお、仲麻呂政権下の天平宝字五年の班田が、寺田の収公隠田の検出を 造籍年、班田年については今宮新『上代の土地制度』(至文堂、一九五七年)
- 93 一九九八年)。 金田章裕「大和国額田寺伽藍並条里図」(『古代荘園図と景観』 東京大学出版会
- $\widehat{94}$ 京大学出版会、一九九六年)。 山口英男「大和国額田寺伽藍並条里図」(金田章裕他編『日本古代荘園図』
- 95 示すならば、天平神護二年(1)、同三年(1)、神護景雲元年(3)、同二年 月壬子条・同九月己酉条、同三年四月辛酉条に記載がある。年代と施入件数を (4)、同三年(10)、宝亀元年(7)、宝亀年間(4)となる。 西大寺への行幸は『続日本紀』天平神護二年十二月癸巳条、同神護景雲元年三

#### <u>96</u> 『続日本紀』神護景雲元年四月戊申条

#### 補記

成立期の評は人間集団の把握と奉仕先の確定に主眼があり、後の郡のような行政区画 出土木簡の「備前国珂磨郡他田里」の事例が(『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』 二七、一九九九年)。これは「飽波評」の周辺と同じく、地域権力の錯綜性が顕著であ 三頁)、備後国司石川夫子の知安芸守事兼任(『続日本紀』天平四年九月乙巳条)など 期において設定された渡来人集団を編成した一郷程度の評の類型として位置付けるこ 知秦公氏が居住した近江国愛智郡大国郷などの郷レベルに比定できるとすれば、成立 朝の庚寅年籍の段階で里に再編成した記載があるように、秦人を人間集団と解し、依 九九五年、初出一九九一年)。木簡表記に里名が見えることからすれば、里制施行以降 議論されている(吉田晶「『珂磨郡』木簡について」『吉備古代史の展開』塙書房、一 十、一九九一年、八頁)、備前国磐梨(赤坂)郡珂磨郷および山陽道珂磨駅との関連で った事例とすることができる。さらに、小規模郡の再編消滅の事例としては、藤原宮 の事例から、隣接する安芸国賀茂郡と備後国御調郡柞原郷との関係が議論されている 柞原里人」の例があり(『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』十一、一九九三年、一 とが可能となる。また、国の領域を超えた例としては飛鳥池遺跡出土木簡の「加毛評 続しないタイプの評として考えられる。『播磨国風土記』揖保郡条には漢人集団を持統 にはみられないもので、本稿で論じた「飽波評」「駅評」と同じく、律令制下の郡に連 成立期の評制を示すものと考えられる。少なくとも「凡国」の表記は律令制下の郡名 としての均質性や国里との整合性は必ずしも保たれていなかったと考えられる。 に国郡制に連続するような再編が行われたことが確認され、本文で想定したように、 (西別府元日「飛鳥池遺跡出土「加毛評柞原里人」木簡について」「内海文化研究紀要」 「戊申年」(六四八年)という七世紀の紀年木簡(一一号)とともに出土したことから 成稿後、難波宮跡北西部から「秦人凡国評」と記された木簡(一号)が出土した。

(一九九九年八月二六日 審査終了受理 (国立歴史民俗博物館歴史研究部

#### Genealogy and Shokushou of the Nukatabe Clan

#### NITO Atsushi

This paper discusses the formation of the Heguri county and the distribution of the elite clans. The study can be summarized into the following four points:

- (1) A county was normally formed from pre-existing agata and kuninomiyatsuko-no-kuni (both are regional administrative units) in the Yamato region. However, three exceptions existed: Oshinumi, Hirose, and Heguri (Akunami) counties. Those counties were under the direct control of the Yamato authority. They possessed palaces linked to the Yamato authority in addition to the residence of nuhi and immigrants in their territories.
- (2) Within the Heguri county, the regions, which were to be called *Nukata* and *Akunami* in later days, underwent a complex administrative transformation. Before the *Taihou-ryo* legislation, the area north to the Nukatabe village was called *Sou-no-hyou*, while the southeastern land was called *Yamabe-no-hyou*. A leather-processing clan in Nukata area, specifically in the area of *Yamabe-no-hyou*, was called *miyakouri-no-komahito*. The study points out that the *miyakouri* can equates with the Akunami county, meaning that in fact the group of people who resided in *Yamabe-no-hyou* served to the Akunami palace and its county.
- (3) Before the Ten'mu reign, there were two unrelated Nukatabe clans; one was Amatsu-hikone-no-mikoto lineage in the Yamato and Kawachi regions, and the other was Asukanado lineage in Yamashiro and Settsu regions. The former Amatsu-hikone-no-mikoto lineage flourished during the Suiko reign but declined by the coup during the Koutoku reign. Later Ten'mu 13(A.D. 684), the men of the Nukatabe clan renamed themselves as Sukune, and they can be identified as Asukanado lineage.
- (4) Several incidents happened when the Nukata-dera map was in making: the renaming of the Nukatabe-sukune-mito at Tenpyou-houji 2(A.D. 758); the donation of rice-fields located south of Kyoto to the Hokke temple at Tenpyou-houji 5(A.D. 761); the Emperor Shoutoku's trip to the Akunami palace at Jingo-keiun 1(A.D. 767). Those events coincided with the years of census or rice-field distribution.